

大 学 評 価
点 検 ・ 評 価 報 告 書

大学名称：大原大学院大学

目次

序章	1
本章	
1. 理念・目的	3
2. 教育研究組織	7
3. 教員・教員組織	9
4. 教育内容・方法・成果	
〔1〕教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	16
〔2〕教育課程・教育内容	26
〔3〕教育方法	34
〔4〕成果	40
5. 学生の受け入れ	43
6. 学生支援	49
7. 教育研究等環境	55
8. 社会連携・社会貢献	63
9. 管理運営・財務	
〔1〕管理運営	68
〔2〕財務	75
10. 内部質保証	77
終章	83

序 章

序章では、主に本学の設立の経緯、教育の理念・目的及び今回の「自己点検・評価」の現状認識と基本的な対応について、以下の諸点を特に説明いたしたい。

(1) 本学の設立の経緯

大原大学院大学の母体である大原学園は、1957年東京都千代田区に大原簿記学校として誕生し、その後、全国に簿記教育を啓蒙・普及させるとともに、法律、情報、医療などの分野を含む、裾野の広い専門学校として発展してきており、今日まで半世紀にわたり、社会人教育等を通じて、会計専門職業人を多数世に送り出している。

大原学園は、専門職大学院が制度化されたのを機に、企業会計及び会計監査に関する教育をより高度化し、わが国の経済社会に寄与することを念願として、2006年1月に大原大学院大学を設立し今日に至っている。

(2) 本学の教育の理念・目的

① 教育の理念

大原学園は、創立以来、社会人教育等を通じて、多くの公認会計士及び税理士等の会計専門職業人を輩出してきたが、これからは会計専門職大学院と大原学園との連携を保ちつつ、会計の第一線で活躍する、より高度な会計専門職業人を養成し、世に送り出すことを教育の基本的な理念としている。

本学は、大原学園の建学の精神と伝統を承継して開学したが、経済社会の進展とその要請を踏まえ、「学術的研究の実践」、「実務的技能の習得」及び「職業倫理の醸成」を教育の柱として、より高度な会計専門職業人を育成することにより、社会に貢献することを指向している。

② 教育の目的

近時、会計・監査の果たす社会的責任はその重要性が増大してきている。また、企業活動の国際化並びにIT技術の進展に伴い、会計の諸基準を国際的基準に調和させることが重要なテーマとなってきている。更に上場企業の粉飾決算が発覚し、企業会計の公正性を確保することが企業の信頼性とわが国の経済の信頼性を保つ上で不可欠なものとされており、これに加えて、会計監査実務の面でも質的向上は極めて重要な課題とされている。

こうした課題に応えるためには、学術的研究と実務的スキルを高度に兼ね備え、また職業倫理観を保持した高度会計専門職業人の養成が何よりも必要となってきている。このような社会的要請に応える人材を育成することを、その基本的な目的としている。

(3) 自己点検・評価の現状認識と基本的対応

大学基準協会の指導の下における自己点検・評価は、今回が2011年3月の経営系専門職大学院認証評価に次いで二回目となる。

今回の「大学評価」に係る自己点検・評価に当たっては、学内に「自己点検・評価委員会」を設置して、専任教員及び事務局員が10項目のテーマを分担し、本学の現状を正確に把握するとともに教育の理念・目的を念頭におきながら十分に吟味して、再三再四議論を重ねるなど、網羅的に検討した。

「本報告」をまとめるに当たっては、本学の現状の説明内容の正確性に留意するとともに、点検・評価に関する事項及び将来に向けた発展方策に関する事項のそれぞれの「効果が上がっている事項」及び「改善事項」については、特に、上述の教育の理念・目的の基本的な考え方に即して、かつ、建学の精神と伝統を発展させる諸観点から、慎重に対応したところである。

1 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

本学は会計研究科会計監査専攻の1研究科1専攻のみを設置する大学院大学（会計専門職大学院）であるため、大学全体の理念・目的と会計研究科の理念・目的は一致している。このため、大学全体の理念・目的と会計研究科の理念・目的を区別せず設定し、一括して大学案内及び本学ホームページに掲載している。

よって、大学全体と会計研究科を分けず、一括して記述することとする。

理念・目的の明確化および適切性

本学の理念・目的については大学案内および本学ホームページに次のように示している。

「1. 理念

大原学園は、専門職大学院が制度化されたのを機に、今まで培ってきた会計に関する教育をより高度化し、我が国の経済発展に寄与することを目的として、2006年（平成18年）大原大学院大学を設置しました。大原学園は創立以来、多くの公認会計士及び税理士等を世に送り出してきましたが、これからは会計専門職大学院と公認会計士試験制度との連携に配慮しつつ、会計の第一線で活躍する、より高度な会計専門職業人を大原大学院大学から輩出することが使命と考えています。

本学はこのように、大原学園の建学の精神と伝統を継承して開学しましたが、時代の進展と社会の要請を踏まえ、『学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度会計専門職業人を養成する』ことを教育の理念とします。すなわち、『学術的研究の実践』、『実務的技能の習得』、『職業倫理の醸成』を教育の柱とし、より高度な会計専門職業人を育成することによって社会に貢献することを目指します。

2. 教育上の目的

今日、会計の果たす社会的責任はますます重要性を増しています。また、企業活動の国際化、IT技術の進展に伴い、会計諸基準を国際的標準に合わせることは重要なテーマとなってきました。さらに、名門企業の粉飾決算などが発覚し、企業会計の公正性を確保することが企業の信頼性、我が国経済の信頼性を保つ上で不可欠となっており、会計監査の質的向上は喫緊の課題となっています。こうした課題に応えるためにも学術的研究と実務的技能を高度に兼ね備え、加えて職業倫理観を合わせ持った高度会計専門職業人の養成がなにより必要となってきました。本学はこうした社会的要請に応える人材を育成することを目的といたします。」

また、大学案内および本学ホームページの記述の要約を、学生および教職員に配付する会計研究科ガイドブックに掲載している。

さらに、学則で本学の目的について次のように規定している。

「第1条 大原大学院大学（以下『本学』という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところに従い、時代の進展と社会の要請に応えうる有能な職業会計人を養成するため、会計理論及び実務における高度の専門的職業能力を授け、もって我が国及び国際社会の発展に寄与することを目的としてい

る。」

第3条においては専門職学位課程の目的を示している。

「第3条 本学に専門職学位課程を置く。

2. 前項の課程は、高度の専門性が求められる職業会計人を養成するための深い学識及び卓越した能力を培う教育を行うことを目的とする。」

以上のように、学則の規定、大学案内、本学ホームページ及び会計研究科ガイドブックにおいて理念・目的を示しているが、会計専門職大学のみを設置する大学院大学として、本学の理念・目的は適切に設定されている。

個性化への対応

個性化への対応であるが、本学は会計専門職大学院のみを設置する大学院大学であるため、このこと自体が十分個性的なものであると考える。よって、敢えて個性化への対応という視点からの議論を行っていない。現在は、社会に貢献する高度会計専門職業人をどのように養成していくかという視点に立って、カリキュラム等の改善に注力している。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

構成員に対する周知

本学の理念・目的は会計研究科ガイドブックの冒頭に掲載されており、毎年、教職員に会計研究科ガイドブックを配付し、確認を求めている。また、学生に対しては、年度始めに行うオリエンテーションの際に会計研究科ガイドブックを用いて、学年担任教員から理念・目的について説明を行っている。以上の方法により、大学構成員に周知されている。

社会への公表

社会に対しては、大学案内、本学ホームページを通じて公表されている。また、さらに入学希望者を対象とした入試説明相談会において、本学の理念・目的を紹介し、正しく理解されるよう努めている。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

本学では、教務委員会、教授会において、大学の理念・目的等の適切性を検証し、必要に応じて変更を加えることにしている。

例えば、2011年4月に開催した教務委員会において養成する人材像を以下のとおり変更することとし、教授会の承認を得た。

1. 現在の記述（会計研究科ガイドブックより）

会計研究科ガイドブックは在学生用に作成しているが、その中で養成する人材像について、次のように記述している。

「養成する人材像

本学は専門的知識、技能のみならず新しい時代に適応できる広い知的素養をも兼ね備えた次のような高度職業会計人を養成します。

- ① 会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い倫理観を持った公認会計士として活躍できる人
- ② ①に示す知識、技能、倫理観を持って業務が遂行できる企業の会計責任者、担当者として活躍できる人
- ③ 監査役、監事などの職に就き、高度な会計的素養を身に付けた人
- ④ 我が国の会計基準と国際的な会計基準の双方に精通した知識を修得した人

2. 2012年度の入学者から適用する記述（大学案内、本学ホームページより）

2012年度の入学者から、より広範な会計業務に対応できる人材を養成すべく養成する人材像を改めた。

「養成する人材像

本学は上記の教育上の目的に沿って、会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い倫理観を持ち、国際感覚を身に付けた高度な会計専門職業人として活躍できる人を養成します。具体的には、① 公認会計士 ② 企業及び公的機関の財務部門のスペシャリスト ③ 税務のスペシャリストを養成します。」

以上により、養成する人材像として新たに公的機関の財務部門のスペシャリストと税務のスペシャリストを加えた。なお、これと連動するかたちでカリキュラムの改正を行うことにしている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

専門職大学院の設置趣旨に沿って理念・目的、養成する人材像を定めており、適切である。また、社会からの要請、学生の要望等を考慮した見直しを教務委員会及び教授会において行っている。こうした方法により、本学の理念・目的、養成する人材像の適切性は維持されている。

また、本学の教育上の理念・目的、養成する人材像は、大学案内、本学ホームページを通じて、広く社会に公表されている。教員に対しては、会計研究科ガイドブックを配付する際に確認が行われ、学生に対しては年度始めのオリエンテーションで担任教員から説明するといった方法により、周知が図られている。これに加えて、入学希望者に対しては入試説明相談会において紹介することとしており、正しく理解してもらえるよう努めている。

② 改善すべき事項

本学の理念・目的、養成する人材像の適切性については、必要に応じて見直しを行っているが、定期的な検証を行う仕組みにはなっていない。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

今後も法令の改正や社会からの要請、学生の要望などを考慮した見直しを行うことにより、本学の理念・目的、養成する人材像の適切性を継続的に維持する。

また、本学の理念・目的、養成する人材像は今後も大学案内、本学ホームページを通じて社会に対して公表していく。

② 改善すべき事項

本学の理念・目的、養成する人材像の定期的な検証を行うために、今後は毎年度、自己点検・評価委員会、教務委員会において検討することとする。

社会に対する公表をより内容の深いものにするため、本学の理念・目的に関連したテーマを題材とした公開講座などを開き、これから会計専門職業人を目指す者に対して、会計専門職業人としてあるべき姿、行動そして国際財務報告基準（IFRS）への対応など、これからの会計専門職業人として学ぶべきことを積極的に紹介するようにする。

4. 根拠資料

- ・資料 1-2：大学案内（2011 年 4 月入学用）
 - p. 2 1. 大学院大学の理念 2. 教育上の目的 3. 養成する人材像
- ・資料 1-3：大学案内（2012 年 4 月入学用）
 - p. 2 1. 大学院大学の理念 2. 教育上の目的 3. 養成する人材像
- ・資料 1-4：大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/>
 - 大学院概要
 - 建学の精神と伝統
 - 大原大学院大学の理念
 - 教育上の目的
 - 養成する人材像
- ・資料 1-1：大原大学院大学学則
- ・資料 4-1：平成 23 年度会計研究科ガイドブック（平成 22 年度入学生用）
 - p. 1 1. 概要 (1) 大原大学院大学の使命 (2) 教育上の目的 (3) 養成する人材像
- ・資料 4-2：平成 23 年度会計研究科ガイドブック（平成 23 年度入学生用）
 - p. 1 1. 概要 (1) 大原大学院大学の使命 (2) 教育上の目的 (3) 養成する人材像
- ・資料 1-5：2011（平成 23）年度 第 4 回 教務委員会議事要録（抜粋）
 - 審議事項 1. 養成する人材像の修正
- ・資料 1-6：2011（平成 23）年度 第 2 回 教授会 議事要録（抜粋）
 - 報告事項 委員会活動状況の報告 教務委員会

2 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

教育研究組織の編制原理／理念・目的との適合性／学術の進展や社会の要請との適合性

本学は、会計研究科会計監査専攻の1研究科1専攻のみを設置する大学院大学（会計専門職大学院）である。

専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として創設された。会計専門職について言えば、我が国が健全な経済発展を遂げるために、国際経済社会に信頼される情報インフラとしての会計制度を担い、高度会計専門職業人の養成が必要とされている。それは本学会計研究科が理念・目的として掲げる、会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、高い倫理観を持ち、国際感覚を身に付けた人材の養成である。

このように、本学の理念・目的は社会の要請そのものであり、それを実現するための唯一の教育研究機関として会計研究科が組織されている。特に公認会計士の養成に力点を置いているため、専攻名も会計監査専攻としている。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学では2009年度より自己点検・評価作業を行っており、それらを通じ、必要に応じて教育研究組織の適切性についても検証が行われている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

2011年8月現在、本学において公認会計士試験に合格した者は5人（うち在学中に合格した者3人）であり、うち3人は監査法人に就職している。多くの修了生は公認会計士試験合格を目指して受験勉強中であるが、企業の経理部門に就職した者もあり、いまだ実績は少ないものの、高度会計専門職業人を輩出していることは、本学会計研究科が理念・目的に適う教育研究組織であることの証左である。

② 改善すべき事項

特になし。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

今後も公認会計士をはじめとする高度会計専門職業人を輩出し、会計研究科は本学の理念・目的に適う教育研究組織として在り続ける。

② 改善すべき事項

特になし。

4. 根拠資料

- ・基礎データ：学生の受け入れ
- ・資料1-2：大学案内（2011年4月入学用）
 - p.2 1. 大学院大学の理念、 2. 教育上の目的、 3. 養成する人材像
- ・資料1-3：大学案内（2012年4月入学用）
 - p.2 1. 大学院大学の理念、 2. 教育上の目的、 3. 養成する人材像
- ・資料2-1：修了者の進路に関する資料

3 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

本学の理念・目的および教育目標は、高度な専門知識と技能を兼ね備え、さらに広い知的素養に裏打ちされた高い倫理観を有した高度会計専門職業人を育成することであり、本学の教員組織はこの理念・目的および教育目標を実現するために編制することを基本方針としている。

この基本方針のもと、本学では、教員の採用及び昇任に関する規程において教員の資格を厳格に定めるとともに、次のような教員組織の具体的な編制方針を定めている。

教員規模は、法令に定める専任教員 12 名以上、うち概ね 3 割を実務家教員とする。

教員構成については、各系(分野)主要科目に専任教員を配し、実践性を重視する科目には原則として実務家教員を配するものとする。各系の専任教員数は原則として、財務会計系 3 名以上、管理会計系 2 名以上、監査系 2 名以上、租税法系 2 名以上、法律系 1 名以上、経済経営系・情報統計系 2 名以上とする。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確化するために、各系に専任教員による責任者を置き、教務委員長がこれを統括する。

年齢構成については、平均年齢が高めの状態が続いているため、今後の専任教員の新規採用時に全体のバランスを考慮するものとする。性別構成については、特に定めない。

教員に求める能力・資質等の明確化

法令（専門職大学院設置基準第 5 条および文部科学省告示第 53 号第 2 条）に基づき、本学では、教員の採用及び昇任に関する規程において、教員の資格として、以下のように、研究上の業績や高度の実務能力などを有すること、高度の教育上の指導能力を有すること、建学の精神を体することなどを明確に定めている。また兼任講師（非常勤講師）の採用に関してもこれらに準ずることを定めている。

大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程(抜粋)

(資格基準)

第 2 条 教員の採用及び昇任に関する選考は、本条の定める基準により行う。

- 2 採用する教員及び昇任させる教員の資格は、第 3 項から第 7 項に示す基準のいずれかに該当し、建学の精神を体し、本学教員たるに適する者であることとする。
- 3 教授：次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者
 - 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
 - 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
 - 三 会計専門職大学院において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
 - 四 専攻分野について、特に優れた知識及び高度の実務能力を有すると認められる者

- 4 准教授：次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者
 - 一 前項各号のいずれかに該当する者
 - 二 会計専門職大学院において助教又はこれに準ずる教員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
 - 三 専攻分野について、優れた知識及び実務能力を有すると認められる者
 - 5 講師：次の各号のいずれかに該当する者
 - 一 前二項に規定する教授又は准教授となることができる者
 - 二 前項第三号に準ずる能力を有すると認められる者
 - 6 助教：次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者
 - 一 第3項各号又は第4項各号のいずれかに該当する者
 - 二 専攻分野について、知識及び実務能力を有すると認められる者
 - 7 助手：次の各号のいずれかに該当する者
 - 一 修士以上の学位（外国におけるこれらに相当する学位を含む。）を有する者
 - 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者
- （非常勤講師採用の場合への規程の準用）

第5条 前4条の規定は、非常勤講師を採用する場合に準用する。

教員構成の明確化

教員構成については、法令に定める専任教員数12人（文部科学省告示第53号第1条第1項）、専任教員の半数以上の教授数（同第1条第3項）、専任教員の概ね3割以上の実務家教員数（同第2条）を遵守することを当然として、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任の教授または准教授を配置すること、また、実践性を重視する科目には実務家教員を配置することとしている。一方、年齢構成のバランスや国際経験の適切性等については、明確な編制方針はなく、教員の新規採用の際に考慮するものとしている。

なお、法令（同第1条第2項）に、専任教員は1専攻に限り専任教員として取り扱われなければならない旨の定めがあるが、本学の教育研究組織は会計研究科会計監査専攻の1研究科1専攻のみであるため、専任教員はすべてこの定めに該当している。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

本学においては、教育上主要と認められる授業科目については専任教員を配するとともに、それぞれの系(分野)ごとに専任教員による責任者を置いている。これを教務委員長が統括することで、教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確にしている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

編成方針に沿った教員組織の整備

本学において、専任教員は12人、うち教授は8人、実務家教員は4人、また実務家教員はすべて公認会計士あるいは税理士として5年以上の実務経験を有しており、法令を遵守

している。

本学が養成する高度会計専門職業人にとって、財務会計、管理会計、監査および会社法を中心とした法律や租税法の知識は不可欠である。また、経済・経営などの周辺分野の知識も必要となるが、本学が設定する7つの系（財務会計系、管理会計系、監査系、法律系、租税法系、経済・経営系、情報・統計系）のすべてにおいて、専任の教授または准教授を配置し、主要科目を担当させている。

また、学修によって得た知識および技能を活用できるようにするため、実践性を重視した以下のような授業科目を設置している。

財務会計系 3 科目（授業科目名：企業会計実務、実践財務会計、税務会計演習）

管理会計系 2 科目（授業科目名：コストマネジメント研究、財務諸表分析演習）

監査系 2 科目（授業科目名：監査論Ⅲ、監査知識実務応用）

法律系 2 科目（授業科目名：金融商品取引法実務、会社法演習）

租税法系 4 科目（授業科目名：法人税法、所得税法、消費税法、租税法演習）

これら13科目のうち、財務会計系2科目、監査系2科目および租税法系4科目の計8科目に実務家の専任教員を配置している。その他の科目については研究者教員を充てているが、民間企業の役職者、監査法人の代表社員などを経験している者もおり実務経験は豊富である。このように、実践性を重視する科目には、原則として、実務家教員を配置している。

系	総科目数	各科目を担当する教員数		
		専任教授	専任准教授	兼任講師
財務会計系	13	3	5	5
管理会計系	6	3	3	0
監査系	5	5	0	0
法律系	9	4	0	5
租税法系	5	2	1	2
経済・経営系	6	1	3	2
情報・統計系	3	1	1	1

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

教員の新規採用にあたっては、担当する科目を念頭に、教員組織の編制方針に基づき、人事委員会が議案を作成し教授会が承認する。また、カリキュラムの改編などで新規の授業科目を担当するような場合、教務委員会がその議案を作成し教授会が承認する。これらの手続きによって、授業科目と担当教員の適合性は担保されている。

研究科担当教員の資格の明確化と適正配置

本学は会計研究科のみを設置する大学院大学（会計専門職大学院）であり、本章で述べる教員とはすべて研究科担当教員のことである。よって、すでに述べたように研究科担当教員の資格の明確化と適正配置は行われている。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化

教員の募集・採用・昇格については、教員の採用及び昇任に関する規程および人事委員会規程において、その基準と手続きを明確に定めている。

規程等に従った適切な教員人事

教員の募集などの必要が生じた場合には、教員の採用及び昇任に関する規程および人事委員会規程にしたがい、教授会により選出された教授3人により人事委員会を組織し、同委員会で教員の募集などに関する議案をまとめ、教授会の承認を得ることとしている。

現在の専任教員12人のうち9人は、開学当初文部科学省による教員審査を受けて合格した者で構成されているが、他3人については、上記の手続きに沿った適切な人事の運営により採用が行われている。

なお、開学以来教員の昇任に関する人事は行われていない。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

教員の教育研究活動等の評価の実施

教員の教育活動については、FD活動の一環として行われている教員による授業参観を通じて、また、授業科目ごとに行われる学生に対する授業アンケートの実施などによって一定の評価がなされている。授業アンケートについては、担当教員にアンケート集計結果についての所感（感想、対応など）を記載した回答書の提出を義務付け、さらに、改善すべき重大な問題を有すると考えられる教員については、研究科長がFD委員長、教務委員長とともに当該教員の面接を行い、改善指導を行うことにしている。以上のように、教員の教育活動については教員の資質の向上を図るための方策が講じられている。

一方、教員の研究活動については、その成果を公表する場として年度末に研究年報を発行し、資質の向上を図っているが、現状では、研究活動を適切に評価する仕組みは整備されていない。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

授業の内容および方法の改善と教員の資質向上を図るために、すべての教員を対象として授業参観やFD研修会を実施している。

授業参観は2007年度以降毎年必ず実施している。詳細を以下に示す。

実施年度	授業科目名	担当教員
2007年度 前期	企業会計実務	山田有人 教授
2007年度 後期	実務消費税法	熊王征秀 准教授
2008年度 前期	財務会計原理	鷹野宏行 准教授
2008年度 後期	応用管理会計Ⅱ	江頭幸代 准教授
2009年度 後期	監査論Ⅱ	末益弘幸 教授

2010年度 前期	経営学概論 I	谷田充明 兼任講師
2010年度 後期	法人税法	高橋敏則 教授
2011年度 前期	英文会計	石塚昭夫 兼任講師

これらはいずれも単に授業参観を行うだけではなく、終了後に教員間のミーティングの場を設けることにより、教員間のコミュニケーションの深化、問題意識の共有化など、個人にとどまらず教員組織としての資質向上を図っている。また、ミーティングの内容は報告書としてまとめられ、授業参観に参加できなかった教員にも情報提供されている。

次に、外部講師を招いて行ったFD研修会の詳細を以下に示す。

実施年度	研修テーマ	担当講師
2007年度	会計基準の国際化と我が国の対応 (国際財務報告基準 IFRS へのコンバージェンスー現状と展望ー)	国際会計基準審議会 IASB 理事 山田辰己 先生
2009年度	財務諸表の表示に関する論点の整理	企業会計基準委員会 ASBJ 専門研究員 又邊 崇 先生

これらの研修会は、会計専門職大学院の教育目的の1つである国際性を踏まえた授業への要請が高まりつつある現状に鑑み、これを養成するという狙いによる。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

毎年定期的に教員の授業参観あるいは外部講師による研修会を実施し、FD活動に積極的に取り組んできたことは本学の自負するところである。特に授業参観後の教員間の意見交換のミーティングは、個々の教員の授業内容や方法の改善にとどまらず、研究者教員と実務家教員の相互理解、問題意識の共有化など、教員組織としての資質の向上にも大いに役立っている。また、会計上の最新トピックとも言える国際財務報告基準(IFRS)について、まさにその第一線で活躍されている諸先生に講演をいただいたことは極めて有意義であった。

② 改善すべき事項

- (1) 本学は開学にあたり教育研究を確実に行うことが最重要と考え、専任教員の採用に際しては実績を重視してきた。その結果、大学の学部長、研究科長経験者など豊富な研究業績を有する者、また、監査法人の代表社員、大手企業の管理者、公認会計士・税理士としての業務経験者など多方面の職業経歴を有する者で教員を構成している。ただし、職業経歴を重要視した結果、年齢構成は専任教員12人中70歳以上の者が42%(5人)を占めており、以下、59歳から50歳の者が25%(3人)、49歳から40歳以上の者が33%(4人)となり、平均年齢は高い。

また、教育の国際化が求められているなか、国際経験という点では、外国大学でのフ

ェロー、海外留学ないし海外企業や企業の海外支店勤務、外国監査法人での勤務を経験している教員もいるが、全体的には少ない状況にある。

(2) 教員の研究活動を適切に評価する仕組みは整備されていない。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

今後とも着実に授業参観を企画実行し、また、国際財務報告基準（IFRS）をはじめとする時勢に即したテーマを峻別した講演会を引き続き行うことによって、教員の教育・研究能力の開発に励むものとする。

② 改善すべき事項

(1) 企業活動のグローバル化や国際的な投資環境の拡がり、あるいは近々に迫った国際財務報告基準（IFRS）の適用等、急速に進展する会計の国際化に対応しうる見識を幅広く兼ね備えた高度会計専門職業人を育てることは、本学の使命の一つである。この点において豊富な国際経験を有する専任教員が少ないことは改善されなければならない。また、若手の研究者を迎え入れ後継を育てていくことは、教育研究機関としての大学の使命の一つである。しかし、現状ではそのような人材を早急かつ潤沢に採用することは困難であり、専任教員の退職に伴う新規採用時に考慮するものとする。

(2) 教員の研究活動を適切に評価することは、会計に関する研究機関としての役割を十分に果たすために、また、研究上の業績を教員の昇任などに関わる人事評価に適切に反映させるためにも必要である。その仕組みの整備について将来計画検討委員会において検討に入るものとする。

4. 根拠資料

- ・基礎データ 教員組織
- ・資料 4-1：平成 23 年度会計研究科ガイドブック（平成 22 年度入学生用）
pp. 7-8 平成 23 年度授業科目一覧表（授業科目年次配当表）
pp. 9-103 シラバス
- ・資料 4-2：平成 23 年度会計研究科ガイドブック（平成 23 年度入学生用）
pp. 7-8 平成 23 年度授業科目一覧表（授業科目年次配当表）
pp. 9-103 シラバス
- ・資料 3-2：大原大学院大学 教授会・各委員会規程
人事委員会規程
- ・資料 3-3：大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程
- ・資料 3-4：2011（平成 23）年度 第 9 回 教授会 議事要録（抜粋）
「教員組織の編制方針について」
- ・資料 3-5：2010（平成 22）年度 第 2 回 人事委員会 議事要録（抜粋）
「専任教員の採用人事について」

- ・資料 3-6 : 2010 (平成 22) 年度 第 8 回 教授会 議事要録 (抜粋)
「専任教員の採用人事について」
- ・資料 3-7 : 授業アンケート実施要綱
- ・資料 3-8 : アンケート回答書
- ・資料 3-9 : 授業参観報告書
- ・資料 3-10 : FD 研修会報告書
- ・資料 3-11 : 研究年報 第 5 号

4 教育内容・方法・成果

〔1〕教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

専門職学位課程の教育目標の明示

本学の教育目標は高度な会計専門職業人の養成であるが、これについて、大学案内および本学ホームページの「養成する人材像」で次のように述べている。

「会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い倫理観を持ち、国際感覚を身に付けた高度な会計専門職業人として活躍することができる人を養成します。具体的には、① 公認会計士 ② 企業及び公的機関の財務部門のスペシャリスト ③ 税務のスペシャリストを養成します。」

学位授与方針と修得すべき学修成果の明示

従来、学位の授与については修了要件を示すことにとどめていたが、2011年7月に開催した教務委員会で学位授与方針について審議し、さらに教授会の議を経て、学位授与方針を決定した。

学位授与方針は次のとおりである。

「本学においては、修了生が学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備え、国際感覚を身に付けた公認会計士、企業及び公的機関の財務部門のスペシャリスト、税務のスペシャリストなどの会計専門職業人として、社会に貢献できる人材となることを到達目標とします。このためには、本学に2年以上在学し、かつ、必修科目及び所定の選択必修科目を含めて、①財務会計系 ②管理会計系 ③監査系 ④法律系（企業法、民法）⑤租税法系 ⑥経済・経営系 ⑦情報・統計系の7つの系から54単位以上を修得することが必要となります。」

<必修科目> 会計職業倫理

会計の公正性を確保するためには、職業倫理に基づいて職務を遂行することが必要です。このために『会計職業倫理』を必修科目とします。

<選択必修科目>

- (1) ① 財務会計系の授業科目から4単位以上
- ② 管理会計系の授業科目から2単位以上
- ③ 監査系（必修科目である『会計職業倫理』を除く）の授業科目から2単位以上
- ④ 法律系の授業科目から2単位以上

会計専門職といっても公認会計士、企業および公的機関の財務部門のスペシャリスト、税務のスペシャリストなどがあり、学生によって目指すものは様々です。そこで、本学では、選択必修科目を上記の最低限のものに止め、各学生の目標に沿って自由に選択ができるようにしています。

- (2) 演習科目を2年次前期及び後期に各2単位以上（(1)①から④までとの重複可）

会計専門職として職務を遂行するためには、分析力、論理的な思考能力、コミュニケーション能力等が必要となってきます。こうした能力の開発を目的として、演習科目を

選択必修科目として位置付けています。」

以上のように教育目標に基づき学位授与方針を明示し、学生一人ひとりが会計専門職業人として、高度な知識と技能を身に付け、さらに高い職業倫理観を持って職務を遂行できるかどうかを判定し、加えて、業務を遂行する上で必要な分析力、論理的な思考能力、コミュニケーション能力などを備えていることも判定に加え、学位を授与することになっている。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

教育課程の編成・実施方針の明示

在学生用の教育課程の編成・実施方針は在学生に配付する会計研究科ガイドブックに掲載している。なお、2012年度よりカリキュラムの改正を行うことを予定しているため、2012年度入学者に向けての教育課程の編成・実施方針は在学生用のものとは別に本学ホームページに掲載している。

その内容は以下のとおりである。

① 会計研究科ガイドブック（在学生用…現行の教育課程の編成・実施方針）

現行の教育課程の編成・実施方針については、在学生および教職員に配付する会計研究科ガイドブックのなかで、次のように記述している。

「本学は、高度職業会計人を養成し社会に貢献するために、学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度職業会計人を養成することを教育上の目的としていますが、この目的を達成するために、次の教育課程の編成を行います。

まず、高度職業会計人にとって必要な分野として、財務会計系、管理会計系、監査系、法律（企業法、民法）系、租税法系、経済・経営系、情報・統計系の7つを設け、授業科目を配置します。とくに財務会計系の中に国際財務報告基準（IFRS）に関する授業科目を置いて会計基準の国際化といった動向に対応し、監査系の中に『会計職業倫理』という授業科目を置いて職業倫理観を養成します。また、授業科目を基本科目群、発展科目群、応用・実践科目群に分類し、段階的に学修できるよう配慮しています。

① 基本科目群

会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに職業会計人として最低限必要とされる知識を教育することを目的とします。

② 発展科目群

基本科目群に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する職業会計人としての必要な知識を教育することを目的とします。

③ 応用・実践科目群

職業会計人としての最先端の授業科目を配置するとともに、現場での典型的な判断・事例等をシミュレートした教育方法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とします。

授業科目の選択にあたっては、学生の自主性を尊重し、将来の目標を見据えて、自由に選択できるよう配慮しています。このため、必修科目は『会計職業倫理』1科目2単位のみとし、選択必修科目も①財務会計系から2科目4単位、②管理会計系から1科目2単位、

③監査系から1科目2単位(『会計職業倫理』を除く。)、④法律系から1科目2単位のみとし、その他の授業科目は学生が自由に選択できるようにしています。」

② 本学ホームページ (2012年度入学者向け…新教育課程の編成・実施方針)

新カリキュラムでは、次の点の改善を図った。

i) 国際性に配慮した科目の強化

国際財務報告基準(IFRS)が会計のグローバル化の中にあって重要である。現カリキュラムでは、「英文会計」、「国際財務報告基準概論」の2科目だけであったが、これを新カリキュラムでは、「英文会計」、「IFRS I」、「IFRS II」の3科目に増やし、さらに英語による授業として、「ビジネスプレゼンテーション」を加えることとした。

ii) 会計で生起する具体的事例について、自ら考え解決する能力を養成するためのディベート、事例研究等、学生参加型授業方法の強化

現カリキュラムでもゼミ形式を取り入れ、学生自らが事例研究、発表、討議を行う授業科目(例えば、「企業会計実務」、「税務会計演習」、「財務諸表分析演習」)は存在していたが、これを大幅に増やし、財務会計系、管理会計系、監査系、法律系、租税法系、経済・経営系の全7分野中6分野について設け、全20科目とした。

iii) その他の全般的な授業科目の見直し

主な改善点は、i)とii)であるが、これに加えて、会計大学院コアカリキュラム検討委員会の報告書で提言されているIT支援監査技法に関連する科目の新設、また、公的機関の財務部門への就職を希望する学生に配慮した「公会計論」の新設、さらに、税務のスペシャリストを目指す学生に配慮した租税法系の科目の増設といった全般的な授業科目の見直しを行った。

以上の改善を踏まえ、2012年度の入学者に向けた本学ホームページでは、新教育課程の編成・実施方針について、次のように記述している。

「本学は、社会に貢献するために、学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度会計専門職業人を養成することを教育上の目的としています。この目的を達成するために、次の教育課程の編成を行います。

まず、高度会計専門職業人にとって必要な分野として、財務会計系、管理会計系、監査系、法律(企業法、民法)系、租税法系、経済・経営系、情報・統計系の7つを設け、授業科目を配置します。とくに財務会計系の中に国際財務報告基準(IFRS)に関する授業科目を置いて会計基準の国際化といった動向に対応し、監査系の中に『会計職業倫理』という授業科目を置いて職業倫理観を養成します。また、授業科目を基本科目群、発展科目群、応用・実践科目群に分類し、段階的に学修できるよう配慮しています。

① 基本科目群

会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに会計専門職業人として最低限必要とされる知識を教育することを目的とします。

② 発展科目群

基本科目群に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する会計専門職業人としての必要な知識を教育するこ

とを目的とします。

③ 応用・実践科目群

会計専門職業人としての最先端の授業科目を配置するとともに、現場での典型的な判断・事例等をシミュレートした教育方法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とします。

授業科目の選択にあたっては、学生の自主性を尊重し、将来の目標を見据えて、自由に選択できるよう配慮しています。このため、必修科目は『会計職業倫理』1科目2単位のみとし、選択必修科目も①財務会計系から2科目4単位以上、②管理会計系から1科目2単位以上、③監査系から1科目2単位以上（『会計職業倫理』を除く。）、④法律系から1科目2単位以上、さらに演習科目を2年次前期及び後期に各2単位以上（①～④との重複可）のみとし、その他の授業科目は学生が自由に選択できるようにしています。」以上のように教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示している。

科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

この教育課程の編成・実施方針に従ってカリキュラムが組み立てられ、科目区分、必修・選択の別、単位数などを明示している。これらの情報は、在学生に配付する会計研究科ガイドブックに掲載している。なお、2012年度よりカリキュラムの改正を行うことを予定しているため、2012年度入学者に向けてのものは、大学案内および本学ホームページに掲載している。

以下において、会計研究科ガイドブック等などに掲載されている内容を示す。

① 会計研究科ガイドブック（在学生用）

次ページに示す一覧表では、教育課程の編成・実施方針に沿って、「科目区分」において、授業科目を系統別に、財務会計系、管理会計系、監査系、法律系、租税法系、経済・経営系、情報・統計系の7分野に分け、その中で学習段階に沿って、基本科目、発展科目、応用・実践科目の順に配列している。次に科目名を明示し、その単位数、配当年次を示している。また、必修科目、選択必修科目についての補足を行っている。

平成 23 年度授業科目一覧表 (授業科目年次配当表)

科目区分	科目名	単位数	開講セメスタ (年次配当)				履修 区分	
			1 年次		2 年次			
			前期	後期	前期	後期		
財務 会 計 系	基本科目	簿記原理	2	○			4 単 位 選 択 必 修	
	基本科目	簿記Ⅰ	2	○				
	基本科目	簿記Ⅱ	2		○			
	基本科目	財務会計Ⅰ	2	○				
	基本科目	財務会計Ⅱ	2		○			
	発展科目	簿記Ⅲ	2			○		
	発展科目	会計基準論	2			○		
	発展科目	財務会計演習	2					○
	発展科目	英文会計	2	○				
	発展科目	国際財務報告基準概論	2		○			
	応用・実践科目	企業会計実務	2			○		
	応用・実践科目	実践財務会計	2			○		
応用・実践科目	税務会計演習	2				○		
管 理 会 計 系	基本科目	原価計算原理	2	○			選2 択単 位必 修	
	基本科目	管理会計Ⅰ	2	○				
	発展科目	管理会計Ⅱ	2		○			
	発展科目	財務諸表分析	2			○		
	応用・実践科目	コストマネジメント研究	2			○		
	応用・実践科目	財務諸表分析演習	2					○
監 査 系	発展科目	会計職業倫理	2	○			必修	
	基本科目	監査論Ⅰ	2	○			選2 択単 位必 修	
	基本科目	監査論Ⅱ	2		○			
	発展科目	監査論Ⅲ	2			○		
	応用・実践科目	監査知識実務応用	2					○

科目区分	科目名	単位数	開講セメスタ（年次配当）				履修 区分
			1年次		2年次		
			前期	後期	前期	後期	
法律系	基本科目	会社法Ⅰ	2	○			2 単 位 選 択 必 修
	基本科目	会社法Ⅱ	2		○		
	基本科目	民法Ⅰ	2	○			
	発展科目	民法Ⅱ	2		○		
	発展科目	民法Ⅲ	2			○	
	発展科目	会社法特講Ⅰ	2			○	
	発展科目	会社法特講Ⅱ	2			○	
	発展科目	金融商品取引法実務	2			○	
応用・実践科目	会社法演習	2			○		
租税法系	基本科目	租税法概論	2	○			選 択
	発展科目	法人税法	2		○		
	発展科目	所得税法	2			○	
	発展科目	消費税法	2			○	
	応用・実践科目	租税法演習	2			○	
経済・経営系	基本科目	日本経済・経済学概論	2	○			選 択
	基本科目	ミクロ経済学	2		○		
	基本科目	マクロ経済学	2			○	
	基本科目	経営学概論Ⅰ	2	○			
	基本科目	経営学概論Ⅱ	2			○	
	発展科目	経済学特講	2			○	
情報・統計系	基本科目	統計学概論	2	○			選 択
	基本科目	実証経済・統計学特講	2			○	
	発展科目	会計情報システム論	2		○		

② 大学案内 (2012年度入学者向け)

2012年度入学者向けの情報は大学案内と本学ホームページに掲載されているが、ここでは、大学案内の情報のみ示す。

この一覧表では、紙面の都合もあり、縦軸に授業科目を系統別に財務会計系、管理会計系、監査系、法律系、租税法系、経済・経営系、情報・統計系の7つの系統に分け、横軸に学習段階に応じて基本科目、発展科目、応用・実践科目を設け、該当する行列に授業科目名を示している。さらに、欄外に修了要件について記述している。

「■授業科目一覧表

科目系\科目分類	基本科目		発展科目		応用・実践科目	
	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
財務会計系	簿記原理	2	簿記Ⅲ	2	財務会計演習Ⅰ	2
	簿記Ⅰ	2	財務会計Ⅱ	2	財務会計演習Ⅱ	2
	簿記Ⅱ	2	連結会計論	2	財務会計実務演習Ⅰ	2
	財務会計Ⅰ	2	英文会計	2	財務会計実務演習Ⅱ	2
			IFRSⅠ	2	公会計論	2
			IFRSⅡ	2		
管理会計系	原価計算原理	2	管理会計Ⅱ	2	管理会計演習ⅠA	2
	管理会計Ⅰ	2	財務諸表分析	2	管理会計演習ⅠB	2
			コストマネジメント研究	2	管理会計演習ⅡA	2
					管理会計演習ⅡB	2
監査系	監査論Ⅰ	2	監査論Ⅲ	2	監査知識実務応用	2
	監査論Ⅱ	2	会計職業倫理	2	監査理論演習	2
					監査実務演習	2
法律系	会社法Ⅰ	2	金融商品取引法	2	会社法演習	2
	会社法Ⅱ	2	企業法Ⅰ	2	金融商品取引法演習	2
	民法Ⅰ	2	企業法Ⅱ	2		
	民法Ⅱ	2				
租税法系	租税法概論	2	租税法演習Ⅱ	2	租税法演習Ⅲ	2
	租税法演習Ⅰ	2	法人税法	2	法人税法演習	2
			所得税法	2	消費税法演習	2
			消費税法	2		
経済・経営系	日本経済・経済学概論	2	ミクロ経済学	2	応用経済学	2
	経営学Ⅰ	2	マクロ経済学	2	経済学演習A	2
	経営学Ⅱ	2			経済学演習B	2
					経営・財務演習	2
				ビジネスプレゼンテーション	2	
情報・統計系	統計学概論	2	会計情報システム論	2	IT利用監査	2
			実証経済・統計学特講	2		

修了要件単位数等

■ 修了要件

本学に2年以上在学し、かつ、必修科目及び所定の選択必修科目を含めて54単位以上を修得することが必要です。

必修科目 会計職業倫理

選択必修科目 (1) ① 財務会計系の授業科目から4単位以上

② 管理会計系の授業科目から2単位以上

③ 監査系(必修科目である「会計職業倫理」を除く。)の授業科目から2単位以上

④ 法律系の授業科目から2単位以上

(2) 演習科目を2年次前期及び後期に各2単位以上((1)①から④までとの重複可)

■ 履修上限単位

1年間に履修できる単位の上限は40単位です。」

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。

周知方法

① 教育目標、教育課程の編成・実施方針

本学の教育目標は高度会計専門職業人の養成であり、これを具体化した「養成する人材像」および教育課程の編成・実施方針は会計研究科ガイドブックの冒頭に掲載されており、毎年、教職員に会計研究科ガイドブックを配付し、確認を求めている。また、学生に対しては、年度始めに行うオリエンテーションの際に会計研究科ガイドブックを用いて、学年担任教員から教育課程の編成・実施方針について説明を行っている。以上の方法で、大学構成員に対して周知されている。

社会に対しては、大学案内、本学ホームページを通じて公表されている。また、さらに入学希望者に対する説明相談会において、本学の教育課程の編成・実施方針を紹介し、正しく理解されるよう努めている。

② 学位授与方針

学位授与の方針については、今までのところ修了要件を会計研究科ガイドブックおよび本学ホームページに掲載するにとどめていたが、新たに学位授与方針が決定したのを機に、教授会および事務局会議において教職員への周知を図り、さらに2012年度入学者向けの本学ホームページへの掲載および入学希望者に対する説明相談会での紹介を通じて周知を図っている。

次年度からは会計研究科ガイドブックに学位授与方針を掲載し、教職員への配付の際に確認を求め、学生に対しては年度始めに行うオリエンテーションの際に説明することにより、大学構成員に対する周知を図ることとしている。

社会への公表方法

社会に対しては、大学案内および本学ホームページを通じて公表するとともに、入学希望者に対する説明相談会において、本学の学位授与方針を紹介し、正しく理解されるよう

努めている。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

本学では、社会からの要請、会計大学院協会での議論および学生の要望などを踏まえ、会計専門職大学院を設置する大学院大学として、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の検討を行ってきた。その証左として、2012年度入学者向けのカリキュラムおよび修了要件の改正、同時に学位授与方針の決定および教育課程の編成・実施方針の改正を行った。このように必要に応じて、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の検証・見直しを行っている。ただし、定期的な検証は行っていない。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

会計専門職大学院のみを設置する本学の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は明快であり、専門職大学院設置基準第2条第1項に定める「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」に合致し、適切であると考ええる。

また、教職員および学生に配付する会計研究科ガイドブックに本学の教育目標、教育課程の編成・実施方針などを掲載し、教職員に対しては確認を求め、学生にはオリエンテーションのときに紹介することにより、周知が図られている。

社会に対しては、本学ホームページへの掲載により広く公表されており、入学を希望する者に対しても説明相談会において、本学の理念・目的と合わせて、これらの方針についても説明し、正しく理解してもらえるように努めている。

これらの教育目標、学位授与の方針および教育課程の編成・実施方針については、社会からの要請、会計大学院協会での議論および学生の要望などを踏まえ、必要に応じて見直しを行っている。

② 改善すべき事項

教育目標、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は頻繁に変わるものではないため、現在のところ、定期的に検証する方法はとられてないが、変更の有無にかかわらず毎年度検証を行うこととし、常に最新の状況に対応できるようにすることが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

本学は会計専門職大学院のみを設置する大学院大学であり、現在の教育目標、学位の授与方針および教育課程の編成・実施方針は会計専門職大学院として適切なものと考ええる。ただし、時代の進展とともに本学に要請される教育目標などもいっそうの充実が必要となることも考えられるため、常に本学の学生の要望、社会からの要請を踏まえ、柔軟かつ適

切に見直しができるようにする。

② 改善すべき事項

すでに2. ②改善すべき事項でも記述したが、定期的に見直す方法を採用していない。よって、教務委員会において毎年度見直しを行うこととする。

4. 根拠資料

- ・資料 1-3 : 大学案内 (2012 年 4 月入学用)
p. 2 3. 養成する人材像
- ・資料 4-3 : 大原大学院大学ホームページ
<http://www.o-hara.ac.jp/grad/>
→ 大学院概要
養成する人材像
<http://www.o-hara.ac.jp/grad/curriculum.html>
→ カリキュラム
教育課程の編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー)
<http://www.o-hara.ac.jp/grad/class.html>
→ 授業科目・学位授与等
学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)
- ・資料 4-1 : 平成 23 年度会計研究科ガイドブック (平成 22 年度入学生用)
pp. 1-3 2. カリキュラム解説(1)教育課程の編成について
pp. 7-8 1. 平成 23 年度授業科目一覧表 (授業科目年次配当表)
- ・資料 4-2 : 平成 23 年度会計研究科ガイドブック (平成 23 年度入学生用)
pp. 1-3 2. カリキュラム解説(1)教育課程の編成について
pp. 7-8 1. 平成 23 年度授業科目一覧表 (授業科目年次配当表)
- ・資料 4-4 : 2011 (平成 23) 年度 第 6 回 教務委員会議事要録 (抜粋)
「1. 教育課程の編成・実施方針 (案) について 2. 学位授与の方針 (案) について」
- ・資料 4-5 : 2011 (平成 23) 年度 第 5 回 教授会 議事要録 (抜粋)
「学位授与方針と教育課程の編成・実施方針について」

〔2〕教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

必要な授業科目の開設状況

本学は、高度な会計専門職業人を養成するという使命・目的のために教育課程を編成・実施する。職務の遂行にあたって会計専門職業人に求められるものは、高度の知識や技能および職業倫理であることはもとより、優れた思考力や分析力あるいは問題解決力である。これらを身に付けるためには、

- (1) 会計業務と直接的に関連する知識や技能を修得することはもちろん、周辺知識にも支えられた幅広い見識を養うこと。
- (2) しっかりとした理論の裏付けをもって実務が行われること（後述）。

が必要となる。そこで、本学では、会計監査の主要分野として、財務会計系 13 科目、管理会計系 6 科目、監査系 5 科目を配置するとともに、隣接・周辺分野として、企業法を中心とする法律系 9 科目、租税法系 5 科目、経済・経営系 6 科目、情報・統計系 3 科目を配置し、計 7 系列 47 科目により必要となる分野を網羅している。

系（分野）	科目数	科目名
財務会計系	13 科目	(基本)簿記原理 簿記Ⅰ 簿記Ⅱ 財務会計Ⅰ 財務会計Ⅱ (発展)簿記Ⅲ 会計基準論 財務会計演習 英文会計 国際財務報告基準概論 (応用・実践)企業会計実務 実践財務会計 税務会計演習
管理会計系	6 科目	(基本)原価計算原理 管理会計Ⅰ (発展)管理会計Ⅱ 財務諸表分析 (応用・実践)コストマネジメント研究 財務諸表分析演習
監査系	5 科目	(基本)監査論Ⅰ 監査論Ⅱ (発展)会計職業倫理 監査論Ⅲ (応用・実践)監査知識実務応用
法律系	9 科目	(基本)会社法Ⅰ 会社法Ⅱ 民法Ⅰ (発展)民法Ⅱ 民法Ⅲ 会社法特講Ⅰ 会社法特講Ⅱ 金融商品取引法実務 (応用・実践)会社法演習
租税法系	5 科目	(基本)租税法概論 (発展)法人税法 所得税法 消費税法 (応用・実践)租税法演習
経済・経営系	6 科目	(基本)日本経済・経済学概論 ミクロ経済学 マクロ経済学 経営学概論Ⅰ (発展)経営学概論Ⅱ 経済学特講
情報・統計系	3 科目	(基本)統計学概論 (発展)実証経済・統計学特講 会計情報システム論

これらはいずれもその分野に関する適切な内容が教育課程に盛り込まれている。例えば、会計の主要分野で言えば、

- ・財務会計系：簿記、財務会計、制度会計、税務会計、国際会計
- ・管理会計系：原価計算、管理会計、原価管理、財務分析
- ・監査系：監査基準論、監査手続論、監査報告論、会計職業倫理

など、会計専門職業人にとって必須の知識・技能および職業倫理が身に付けられるように

構成されている。特に、専門職大学院の重要な責務であるところの職業倫理観を備えた専門職業人の養成については、監査系の授業科目「会計職業倫理」をすべての学生に履修させるために必修科目とし、会計専門職業人としての社会的使命感と責任感の醸成に努めている。

また、本学のほとんどの学生が公認会計士を志望していることから、会計専門職大学院修了者に認められる公認会計士短答式試験の一部科目免除の条件

- ・簿記・財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究 10 単位以上
- ・原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究 6 単位以上
- ・監査論その他監査に属する科目に関する研究 6 単位以上

を十分に満たすことができるように、必要な授業科目を開設している。

一方で、公認会計士以外にも、一般企業の財務・経理担当者や税理士など様々な高度会計専門職業人への志望に対応できるように、企業法を中心とする法律系科目や租税法系科目、あるいは経済・経営系科目を充実させるとともに、前節で説明したように、必修科目は監査系科目の「会計職業倫理」1 科目のみとし、選択必修科目も財務会計系科目 4 単位（2 科目）以上、管理会計系科目 2 単位（1 科目）以上、「会計職業倫理」を除く監査系科目 2 単位（1 科目）以上、法律系科目 2 単位（1 科目）以上のみとして、学生が幅広く自由に授業科目の選択を行えるように配慮している。

以上のように、本学においては、高度な専門知識と技能を兼ね備え、さらに広い知的素養に裏打ちされた高い倫理観を有した高度会計専門職業人を養成するという本学の理念・目的を実現するために適切な授業科目が開設されている。

(2012 年度入学生用カリキュラムについて)

本学では、カリキュラムの抜本的改編を行い、2012 年度入学生より新カリキュラムを適用する。2010 年 2 月に会計大学院コアカリキュラム検討委員会の成果報告書が提出されたことを受けて、さらには 2009 年度の自己点検・評価作業において指摘された問題点を改善すべく、将来計画検討委員会のちには教務委員会を中心として、現行カリキュラムが高度会計専門職業人の養成という教育課程の編成・実施方針に適っているか見直しが行われた。その結果、以下のような観点から改編が行われることとなった。

- (1) 系ごとに担当教員間で話し合いを行い、授業内容や範囲を調整し、現行科目の廃止・統合、科目の新設などを考案する。
- (2) 会計の基本は計算力にあるため、1 年次は計算力強化のための科目を中心に配置する。これにより公認会計士試験の合格者を増やす効果も期待できる。
- (3) 本学の養成する人材像としてあらためて「税務のスペシャリスト」を明記し、税理士などを目指す人のための相応のカリキュラムを用意する。
- (4) 専任教員は必ず演習科目を担当し、2 年次に配当する。これは、思考力や分析力、プレゼンテーション能力を養成し、また、修了後どのような職種で活躍するにせよ高度会計専門職業人として専門的に研究した分野をもたせるためである。
- (5) 会計大学院コアカリキュラム検討委員会の報告書で提言された重点 4 科目(会計職業倫理、国際財務報告基準 (IFRS)、IT 支援監査技法、インターンシップ) を実施可能なものから取り入れていく。

(6) 教育の国際化に配慮する。

新カリキュラムが完全に施行された後の授業科目の開設状況は、以下のとおりである。

(新カリキュラム)

系(分野)	科目数	科目名
財務会計系	15科目	(基本)簿記原理 簿記Ⅰ 簿記Ⅱ 財務会計Ⅰ (発展)簿記Ⅲ 財務会計Ⅱ IFRSⅠ IFRSⅡ 英文会計 連結会計論 公会計論 (応用・実践)財務会計演習Ⅰ 財務会計演習Ⅱ 財務会計実務演習Ⅰ 財務会計実務演習Ⅱ
管理会計系	9科目	(基本)原価計算原理 管理会計Ⅰ (発展)管理会計Ⅱ 財務諸表分析 コストマネジメント研究 (応用・実践)管理会計演習ⅠA 管理会計演習ⅠB 管理会計演習ⅡA 管理会計演習ⅡB
監査系	7科目	(基本)監査論Ⅰ 監査論Ⅱ (発展)会計職業倫理 監査論Ⅲ (応用・実践)監査知識実務応用 監査理論演習 監査実務演習
法律系	9科目	(基本)会社法Ⅰ 会社法Ⅱ 民法Ⅰ 民法Ⅱ (発展)企業法Ⅰ 企業法Ⅱ 金融商品取引法 (応用・実践)会社法演習 金融商品取引法演習
租税法系	9科目	(基本)租税法概論 租税法演習Ⅰ (発展)法人税法 所得税法 消費税法 租税法演習Ⅱ (応用・実践)法人税法演習 消費税法演習 租税法演習Ⅲ
経済・経営系	10科目	(基本)日本経済・経済学概論 経営学Ⅰ 経営学Ⅱ (発展)ミクロ経済学 マクロ経済学 (応用・実践)応用経済学 経済学演習A 経済学演習B 経営・財務演習 ビジネスプレゼンテーション
情報・統計系	4科目	(基本)統計学概論 (発展)実証経済・統計学特講 会計情報システム論 (応用・実践)IT利用監査

なお、修了に必要な単位数は54単位で変わらないが、必修科目および選択必修科目の条件として、あらたに2年次の前期および後期に演習科目を各2単位(1科目)以上履修すること(ただし、前述の選択必修科目との重複も可)が付け加えられた。

新カリキュラムは現行カリキュラムと比較して、すべての専任教員が必ず1~2科目の演習科目を担当することになったほか、以下のような科目の増設や新設が行われている(新カリキュラムの授業科目内容については、2012年4月入学用大学案内を参照のこと)。

- ・財務会計系：国際財務報告基準(IFRS)関連科目を増設、連結会計論および公会計論を新設
- ・租税法系：授業科目数を大幅に増加
- ・経済・経営系：ビジネスプレゼンテーション(英語によるプレゼンテーション練習)を新設
- ・情報・統計系：IT利用監査を新設

今回のカリキュラム改編においては、系ごとに担当教員の話合いが充分に行われたこ

とで、各授業科目で講ずべき内容や範囲が調整され、学生のより効率的な学習が可能となることが期待できるほか、これからの高度会計専門職業人に必須の国際財務報告基準（IFRS）の知識や IT を利用した監査技法など最先端分野の修得、また英語力の養成など教育の国際化に配慮した編成となっており、これまで以上に高度会計専門職業人の養成という教育課程の編成・実施方針に適う内容となっている。

順次性のある授業科目の体系的配置

本学では、科目を基本科目、発展科目、応用・実践科目の3段階に編成している。これらは、会計大学院第三者評価機構設置検討委員会の「自己評価の手引」に準じて以下のような目的のもとに配置されている。

- (1) 基本科目：会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに、職業会計人として最低限必要とされる知識を教育することを目的とする。
- (2) 発展科目：基本科目群に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する職業会計人としての必要な知識を教育することを目的とする。
- (3) 応用・実践科目：職業会計人としての最先端の授業科目を配置するとともに、現場での典型的な判断・事例等をシミュレートした教育方法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とする。

全47科目中、基本科目は19科目、発展科目は20科目、応用・実践科目は8科目である。応用・実践科目は、会計専門職業人の業務と密接に関連した分野である財務会計系、管理会計系、監査系、法律系、租税法系について配置している。概ね1年次に基本科目、発展科目を、2年次に発展科目、応用・実践科目を配置し、学生は基本科目から発展科目、応用・実践科目へと履修していくことで、断片的ではなく体系的に理解・修得することが可能となる。

ただし、会計専門職大学院は多様なバックグラウンドを有した学生が入学してくるため、分野によっては基本科目の履修を必要としない入学生もいる。そのため、1年次生であっても、該当科目の担当教員の許可を得て2年次配当の科目を履修することができるようにしている。

また、本学は会計専門職大学院という性格上、入学者はある程度の簿記学力を有していることが前提となる。入学試験の結果、合格基準には達しているものの簿記学力のさらなる向上が必要と判断された者に対しては、正課の授業科目ではないが、入学前学習制度を利用して学習させている。これは、本学の経営母体である大原学園が運営する専門学校の簿記講座（日本商工会議所検定対策用）を無料で受講させ、必要に応じてその成果を本学教員が確認するという形で行われる。なお、この入学前学習制度は、その課程が終了していない場合には入学後も引き続き受講できる。さらに、学年担任の履修指導により、入学後も簿記の基礎学力に不安のあるものに対しては、1年次前期配当の基本科目「簿記原理」および「原価計算原理」を履修するよう促している。

系	段階		1年次配当		計
			1年次配当	2年次配当	
財務会計系 科目	基本科目	5 科目	5 科目	0 科目	13 科目
	発展科目	5 科目	2 科目	3 科目	
	応用・実践科目	3 科目	0 科目	3 科目	
管理会計系 科目	基本科目	2 科目	2 科目	0 科目	6 科目
	発展科目	2 科目	1 科目	1 科目	
	応用・実践科目	2 科目	0 科目	2 科目	
監 査 系 科目	基本科目	2 科目	2 科目	0 科目	5 科目
	発展科目	2 科目	1 科目	1 科目	
	応用・実践科目	1 科目	0 科目	1 科目	
法 律 系 科目	基本科目	3 科目	3 科目	0 科目	9 科目
	発展科目	5 科目	1 科目	4 科目	
	応用・実践科目	1 科目	0 科目	1 科目	
租 税 法 系 科目	基本科目	1 科目	1 科目	0 科目	5 科目
	発展科目	3 科目	1 科目	2 科目	
	応用・実践科目	1 科目	0 科目	1 科目	
経済・経営系 科目	基本科目	5 科目	3 科目	2 科目	6 科目
	発展科目	1 科目	0 科目	1 科目	
情報・統計系 科目	基本科目	1 科目	1 科目	0 科目	3 科目
	発展科目	2 科目	1 科目	1 科目	
全 科 目	基本科目	19 科目	17 科目	2 科目	47 科目
	発展科目	20 科目	7 科目	13 科目	
	応用・実践科目	8 科目	0 科目	8 科目	

(2012 年度入学生用カリキュラムについて)

2012 年度入学生より導入される新カリキュラムにおいても、これまでと同様に、基本科目、発展科目、応用・実践科目を配置し、断片的にはなく体系的に順次学習することが可能となるような編成を行っている。新カリキュラムが完全に施行された後の基本科目、発展科目、応用・実践科目の配置状況は、以下のとおりである。現行カリキュラムと比較して、応用・実践科目の数が大幅に増えたが、これは新たに専任教員による演習科目が導入されたことによる。

(新カリキュラム)

系	段階		1年次配当		計
			1年次配当	2年次配当	
財務会計系 科目	基本科目	4 科目	4 科目	0 科目	15 科目
	発展科目	6 科目	2 科目	4 科目	
	応用・実践科目	5 科目	0 科目	5 科目	
管理会計系 科目	基本科目	2 科目	2 科目	0 科目	9 科目
	発展科目	3 科目	3 科目	0 科目	
	応用・実践科目	4 科目	0 科目	4 科目	
監 査 系 科目	基本科目	2 科目	2 科目	0 科目	7 科目
	発展科目	2 科目	1 科目	1 科目	
	応用・実践科目	3 科目	0 科目	3 科目	
法 律 系 科目	基本科目	4 科目	3 科目	1 科目	9 科目
	発展科目	3 科目	1 科目	2 科目	
	応用・実践科目	2 科目	0 科目	2 科目	

租税法系科目	基本科目 2科目 発展科目 4科目 応用・実践科目 3科目	2科目 0科目 0科目	0科目 4科目 3科目	9科目
経済・経営系科目	基本科目 3科目 発展科目 2科目 応用・実践科目 5科目	2科目 0科目 0科目	1科目 2科目 5科目	10科目
情報・統計系科目	基本科目 1科目 発展科目 2科目 応用・実践科目 1科目	1科目 0科目 0科目	0科目 2科目 1科目	4科目
全科目	基本科目 18科目 発展科目 22科目 応用・実践科目 23科目	16科目 7科目 0科目	2科目 15科目 23科目	63科目

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

理論と実務の架橋を図る授業内容の提供

専門職大学院設置基準第8条第1項には、「専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的教育を行うよう専攻分野に応じた事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない」とある。高度の専門性が求められる職業においては、実務の遂行にあたって高度の知識や技能はもとより、優れた思考力や分析力、問題解決力などが強く要求されるのであり、このことは実務が常にしっかりとした理論的な背景をもって為されなければならないことを意味している。理論と実務の架橋を図る授業提供にこそ専門職大学院の存在意義があると言っても過言ではない。

本学においても、多くの授業科目が理論と実務の架橋を強く意識して実施されている。会計専門職業人の業務と密接に関連した分野で言えば、以下の授業科目が相当する。

- ・財務会計系：企業会計実務（2年次前期配当）、実践財務会計（2年次前期配当）、税務会計演習（2年次後期配当）
- ・管理会計系：コストマネジメント研究（2年次前期配当）、財務諸表分析演習（2年次後期配当）
- ・監査系：会計職業倫理（1年次前期配当）、監査論Ⅲ（2年次前期配当）、監査知識実務応用（2年次後期配当）
- ・法律系：金融商品取引法実務（2年次後期配当）、会計法演習（2年次後期配当）
- ・租税法系：法人税法（1年次後期配当）、所得税法（2年次前期配当）、消費税法（2年次前期配当）、租税法演習（2年次後期配当）

例えば、「税務会計演習」のシラバスの「授業テーマ・目的」欄には次のような記述がある。

「企業会計及び法人税の基礎を一通り学習した学生を対象に、実際の企業がどのような租税戦略を構築し、また戦略の実行のためにはどのような具体的方策をとっているのか理解してもらう。（中略）授業は、企業会計と課税所得の関係を中心に解説するが、企業再編の租税、連結納税制度、証券化の租税及び国際租税等の税法特有の問題や最近の実務においてトピックとなっている事項も解説する。さらに、実際の企業の行った事例や判例を示し、ディスカッションを行っていく。」

このように、これらの科目の授業の多くは、企業などが開示しているデータを使用したり、実際の企業活動などにとって緊要でタイムリーな課題をとりあげたり、判例を題材にするなど、事例研究をふんだんに取り入れた授業を行っている。また、申告書などの実務書類を実際に作成させる授業科目もある。

理論をいかに実務に応用するかが考察されるこれらの授業科目を履修するためには、知識面においてある程度の基礎力が整っていないなければならない。したがって、これらの科目の多くは2年次配当の応用・実践科目として配置されている。さらに、履修するにあたりあらかじめ具備しておくべき知識および所定のレベルが必要とされる授業科目については、シラバス内の「履修者への要望（履修条件等）」欄においてその旨が記載されている。

以上のように、本学においては、理論と実務の架橋を図る授業科目が適切に提供されている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

本学では、2006年度の開学以来、2度にわたるカリキュラムの抜本的改訂が行われている。1度目は、開学当初に設定したカリキュラムが段階的な知識や技能の修得に必ずしも効果をあげていないという見地から見直しが行われ、2009年度入学生より現行カリキュラムに移行した。そして先に説明したように、2012年度入学生からは新カリキュラムに移行する。

このように本学においては、教育課程の適切性について常に検証が行われており、その結果、必要な知識、技能および職業倫理を教授する授業科目が開設され、また、基本科目から発展科目、応用・実践科目へと段階的に履修していくことで、断片的にではなく体系的に知識・技能を修得することが可能な編成になっている。さらには、多くの授業科目が理論と実務の架橋を強く意識して実施されていることから、高度会計専門職業人を養成するという本学の理念・目的を達成するに効果的な教育課程の編成・実施がなされている。

② 改善すべき事項

専門職大学院制度は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するために創設されたものであり、急速に進展する会計の国際化に対応しうる会計専門職業人を育てることは、本学の理念・目的に当然含まれる。本学では、国際性を身につけるための科目として、財務会計系科目に「英文会計」「国際財務報告基準概論」の2つが用意され、一定の水準をみたしてはいるが、教育の国際化と呼ぶには不十分であると言わざるを得ない。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

本学では、2009年度より、毎年自己点検・評価作業を行うこととしている。今後も教育課程の編成・実施について定期的に検証を行い、高度会計専門職業人を養成するという本

学の理念・目的を達成するためにより効果的なカリキュラムの開発を行う。

② 改善すべき事項

先に説明したように、2012年度入学生より導入される新カリキュラムにおいて、国際財務報告基準（IFRS）に関する授業科目を増設するとともに、英語によるプレゼンテーション能力を高めるための授業科目「ビジネスプレゼンテーション」を新設した。このように本学でも本格的な教育の国際化に着手していく。

4. 根拠資料

- ・資料 4-1：平成 23 年度会計研究科ガイドブック（平成 22 年度入学生用）
 - pp. 7-8 平成 23 年度授業科目一覧表（授業科目年次配当表）
 - pp. 9-103 シラバス
 - pp. 157-160 大原大学院大学授業科目の履修に関する規程
- ・資料 4-2：平成 23 年度会計研究科ガイドブック（平成 23 年度入学生用）
 - pp. 7-8 平成 23 年度授業科目一覧表（授業科目年次配当表）
 - pp. 9-103 シラバス
 - pp. 157-160 大原大学院大学授業科目の履修に関する規程
- ・資料 1-3：大学案内（2012 年 4 月入学用）
 - p. 2 1. 大学院大学の理念、2. 教育上の目的、3. 養成する人材像
 - pp. 5-9 授業科目一覧表、修了要件単位数等、授業内容紹介、履修モデルの紹介
 - p. 15 入学前および入学後課外学習無料受講制度
- ・資料 4-6：2007（平成 19）年度 第 5 回 教務委員会議事要録（抜粋）
「平成 21 年カリキュラム改編について」
- ・資料 4-7：2010（平成 22）年度 第 2 回 教務委員会議事要録（抜粋）
「平成 24 年カリキュラム改編について」
- ・資料 4-8：2010（平成 22）年度 第 4 回 将来計画検討委員会議事要録（抜粋）
「定員充足率問題の解決に向けての基本方針について」ほか
- ・資料 4-9：2010（平成 22）年度 第 6 回 入試委員会議事要録（抜粋）
「事前学習プログラムについて」

〔3〕教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用

本学では、高度会計専門職業人の養成に効果的な授業の形態を学習段階に合わせて採用している。まず、学部レベルでの知識の確認と会計専門職業人として最低限必要とされる知識のインプットが中心となる基本科目においては、講義中心で授業が行われているが、会計専門職業人にとって必須の簿記処理については計算問題演習をふんだんに取り入れた授業が行われている(「簿記原理」「簿記Ⅰ」「簿記Ⅱ」など)。次に、基本科目群の授業科目を履修あるいはそれらの知識があることを前提とする発展科目群においては、「高度な」会計専門職業人として通用する知識の教授を目標として、講義とともにディスカッションを行うなどゼミ的要素も取り入れた授業が行われている。さらに、現場での独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とする応用・実践科目群では、事例や判例などを研究題材として学生にプレゼンテーションを行わせる演習形式の授業も行われ、専門職学位課程の最大のテーマである「理論と実務の架橋」を図る教育手法がとられている。また、正課授業ではないが、監査法人のインターンシップによる実習も行われている。以上のように教育目標の達成に適切な授業形態がとられている。

履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

本学の修了要件単位数は54単位であり、一年間の履修登録できる単位数の上限を36単位としている。これは前後期平均して週9科目であり、予習・復習の時間を含めて無理のない適正な設定となっている。

学習指導については、まず年度初めにオリエンテーションを実施し、科目履修に関する注意および本人状況に応じた助言などを行っている。また、本学では学年担任制をとっており、担任教員が必要に応じて個別に学習全般に関する指導を行える体制を整えている。さらに、週1回程度各教員のオフィス・アワーを設定し、各授業の学習について担当教員に直接相談できる機会を設けている。

学生の主体的参加を促す授業方法

本学の入学定員は30人であり、少人数教育が実践されている。そのため、講義形式であっても、多くの授業で学生との質疑応答が積極的に行われ双方向性の高い授業となっている。また、ディベートを取り入れた授業や学生にプレゼンテーションを求める授業など、学生の主体的参加を促す授業が数多く行われている。例えば、プレゼンテーションを実施している科目をあげると、応用・実践科目を中心に「企業会計実務」「財務会計演習」「税務会計演習」「財務諸表分析演習」「会社法特講Ⅰ」「会社法特講Ⅱ」「租税法演習」「日本経済・経済学概論」など多岐にわたる。

実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導

多くの授業において事例や判例を取り入れ、実務界における最新の課題・問題点などをテーマに据えることで、実務的能力の向上を目指した授業が行われている。例えば、「企業

会計実務」では、企業の財務担当者が重要と考える会計上や経営上の目標にテーマを絞り、最初の 12 回はそのテーマごとに基礎概念を学習した上で、実際に企業が行った事例に関してディスカッションを行い、後半の 3 回では、学生に新聞などで報じられた事案を抽出してもらい分析・解説を行わせることで、実務に必須のプレゼンテーション能力の養成にも資する授業となっている。

その他、「消費税法」のように実務で用いられる書式の作成を経験させる授業や、「会計情報システム論」のように、PC 実習を盛り込んだ授業も行われている。

また、正課授業ではないが、会計大学院協会、公認会計士協会の主導する監査法人のインターンシップに参加することで実践教育の充実を図っている。インターンシップは大手監査法人で 5 日間体験することができ、参加した学生は 2010 年度 8 人であった。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

シラバスの作成と内容の充実

シラバスは、前期授業開始前に学生に配付する会計研究科ガイドブックに掲載している。シラバスには、各授業科目について、(1) 授業テーマ・目的、(2) 達成目標、(3) 授業の形態、(4) 評価方法、(5) 履修者への要望（履修条件等）、(6) テキスト、参考図書を示し、さらに全 15 回の各回の授業内容を、事前の準備学習および復習に資する程度に詳細に示している。また、同会計研究科ガイドブックには、一年間の授業日程も掲載されており、シラバスとして十分な内容となっている。

授業内容・方法とシラバスの整合性

授業ごとに実施する授業アンケートには、「授業はシラバスに沿った内容、進度でしたか？」との質問項目が設けられ、授業がシラバスどおりに行われているかどうかを確認している（ただし、授業アンケートが実施されるのは履修人数 5 人以上）。2011 年度前期の授業アンケートでは、この項目の平均評価（五段階の選択肢「強くそう思う」を 5、「ややそう思う」を 4、「どちらとも言えない」を 3、「あまりそう思わない」を 2、「全くそう思わない」を 1 として数値化）は、1 年次授業科目 4.65、2 年次授業科目 4.46 であり、授業は概ねシラバスにしたがって適切に行われている。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）

本学の成績評価および単位認定に関しては、大原大学院大学学則第 26 条に、「学生が履修した授業科目に対しては、試験その他の方法によって第 29 条第 1 項に定める評価を行い、単位を付与する」と定めている。

成績の評価方法については、授業科目により適した方法があると考えられるため、「大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程」第 3 条において、(1) 定期試験、その他の成績（授業内試験、レポート等）、出席状況等を加え総合的に評価する方法、(2) 定期試験で評価する方法、(3) 平常の学習状況（ゼミ形式の授業における発表等）により評価する方法の 3 つを定めている。また、同規程では、所定の事由につき定期試験を受けられなかった場合の追試験、および修了要件をみたすことができなかった場合の再試験についての規定も

定められている。

次に成績の評価基準については、学則第 29 条第 1 項に、「試験その他の方法による成績評価は下記に掲げる通りとし、S、A、B、C を合格、D を不合格とする」と定め、同項および「試験及び成績評価に関する規程」第 15 条第 1 項において、S 評価は得点 90 点以上、A 評価は得点 80 点以上、B 評価は得点 70 点以上、C 評価は得点 60 点以上、D 評価は得点 59 点以下という基準を設けている。加えて、内規ではあるが、6 人以上の履修者がいる授業にあっては、S 評価は全体の一割程度、S、A 評価あわせては全体の三割程度を目安とし、成績分布が正規分布に擬したものになるよう努力するという相対評価に準ずる成績評価の基準を設けている。

学則第 29 条第 2 項には、「前項の成績評価については、厳格性及び客観性を確保するため、その基準を学生に対して、あらかじめ明示することとする」と定めている。この規定にしたがい、成績評価の方法および基準（前述の内規を除く）については、学則と成績評価に関する規程本文を会計研究科ガイドブックに掲載するとともに、特に学生向けの注意事項などをまとめたものを、同ガイドブックの第 7 章に「試験・成績評価」として掲載し注意を喚起している。また、各授業科目がどのような成績評価方法を採用するかを、各科目のシラバスに「評価方法」の欄を設け告知している。

以上のように、すべての授業において、あらかじめ明示された方法と基準に則って統一的に成績評価が行われている。さらには、各学期終了後、教務委員会より学生の単位取得状況について教授会で報告が行われ、全教員が確認している。このような手続きにより、成績評価と単位認定は厳格に行われている。

なお、「試験及び成績評価に関する規程」第 17 条には、成績評価において疑義がある場合、学生は調査を願い出ることができることが定めてあり、特定教員による成績評価の偏差や誤謬の防止に役立てている。

単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

本学は、すべての授業科目の単位数を 2 単位に設定している。これは、法令上の基準にもとづき、1 単位に必要な学習時間を 45 時間として、授業時間に適切な予習・復習時間を考慮して決定している。成績評価および単位認定はこのような単位の趣旨を十分に勘案した上で行われている。例えば、「大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程」第 9 条には、原則として授業回数の 3 分の 2 以上の出席がなければ定期試験の受験資格がないことが明記されている。

既修得単位認定の適切性

本学においては、法令上の基準に基づき、大原大学院大学学則第 27 条において、教育上有益と認めるときには、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や本学に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、27 単位を超えない範囲で本学で修得した単位としてみなすこととしている。さらに、「他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程」において、単位認定の対象となる大学院は会計大学院協会の会員校である会計専門職大学院に限ること、学則別表に定める租税法系、経済・経営系、情報・統計系の授業科目を対象とし、必修科目または選択必

修科目を含む財務会計系、管理会計系、監査系、法律系の授業科目は対象から除外すること、単位の認定は対象となる授業科目の担当教員の議を経て教授会が行うことを定め、本学の教育水準および教育課程としての一体性を損なうことのないように配慮している。このように、既修得単位認定の適切性が担保されている。

なお、現在まで同規程の適用事例は生じていない。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

授業の内容および方法の改善を図るために、FD活動の一環として、すべての教員を対象として、授業参観を2007年度以降毎年必ず実施している（詳細については本報告書第3章「教員組織」を参照のこと）。これらはいずれも授業参観終了後に教員間のミーティングの場を設け意見交換を行っている。また、ミーティングの内容は報告書としてまとめられ、授業参観に参加できなかった教員にも情報提供されている。

また、授業科目ごとに行われる学生に対する授業アンケートについては、全体の集計結果が教授会で報告されている。さらに、個別授業の集計結果については担当教員に伝え、所感（感想、対応など）を記載した回答書をFD委員会に提出することを義務付けている。特に改善すべき重大な問題を有すると考えられる教員については、研究科長がFD委員長、教務委員長とともに面接を行い、改善指導を行うことにしている。

以上のように、授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究が実施されている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

少人数教育であることを生かして、学生の主体的参加を促す授業が行われている。また、毎年1回以上教員による授業参観を実施し、授業方法の改善を図っている。

② 改善すべき事項

特になし。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

現状の説明で述べたように、本学は少人数教育であるがゆえに、討論や発表を行う演習形式の授業が行いやすく、講義形式の授業でも教室全体で質疑応答を繰り返して進めていく双方向的な講義が可能な環境にある。会計専門職業人として実務を遂行する上で、知識や技能あるいは倫理観と並んで重要な資質であるプレゼンテーション能力は、このような主体的参加を伴う授業によってのみ養育され得る。これは少人数教育を標榜する本学であるからこそ伸長でき、また伸長すべき事項である。すべての授業において双方向形式が望

ましいとは必ずしも言えないが、少なくとも質疑応答を取り入れることによって、あるいはよりよくそれを行うことによって、より効果的に理解を進ませることができる授業も存在すると思われる。授業参観により他の教員の授業を研究することが、自らの授業方法の改善に最も効果があることは言うまでもない。今後も授業参観を定期的に行い、特に授業アンケートで評価の高い授業科目を取り上げるなどして、授業全体のレベルを底上げする。

② 改善すべき事項

特になし。

4. 根拠資料

- ・資料 4-1：平成 23 年度会計研究科会計研究科ガイドブック（平成 22 年度入学生用）
 - pp. 9-103 II 授業内容紹介（シラバス）
 - pp. 119-126 IV 平成 23 年度 授業時間割・授業日程表
 - pp. 139-141 VII 試験・成績評価(概略)
 - pp. 147-154 大原大学院大学学則
 - pp. 157-160 大原大学院大学授業科目の履修に関する規程
 - pp. 161-163 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程
 - p. 164 大原大学院大学他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程
 - p. 165 大原大学院大学学年担任制規程
- ・資料 4-2：平成 23 年度会計研究科会計研究科ガイドブック（平成 23 年度入学生用）
 - pp. 9-103 II 授業内容紹介（シラバス）
 - pp. 119-126 IV 平成 23 年度 授業時間割・授業日程表
 - pp. 139-141 VII 試験・成績評価(概略)
 - pp. 147-154 大原大学院大学学則
 - pp. 157-160 大原大学院大学授業科目の履修に関する規程
 - pp. 161-163 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程
 - p. 164 大原大学院大学他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程
 - p. 165 大原大学院大学学年担任制規程
- ・資料 4-10：大原大学院大学インターンシップ実施要項
- ・資料 4-11：インターンシップの実施状況
- ・資料 4-12：2011 年度前期授業アンケート集計結果
- ・資料 4-13：成績分布表（平成 23 年度前期）
- ・資料 3-7：授業アンケート実施要綱
- ・資料 3-8：アンケート回答書
- ・資料 3-9：授業参観報告書
- ・資料 4-14：2010（平成 22）年度 第 2 回 教授会 議事要録（抜粋）
「成績評価について」

- ・資料 4-15 : 2010 (平成 22) 年度 第 9 回 教授会 議事要録 (抜粋)
「修了判定および単位取得について」

〔4〕 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

本学は、高度会計専門職業人の養成という具体的な教育目標を有している。したがって、現状では、学生の学習成果は、彼らが高度会計専門職業人として相応しい知識と技能および職業倫理を修得したことを社会に認められること、すなわち公認会計士をはじめとする高度会計専門職業人としての就職実績によって測定され则认为している。

しかしながら、本学は入学者数が少ない上に修了生を初めて社会に送り出してからいまだ4年であり、また、多くの修了生が公認会計士試験の合格を目指して受験勉強を継続中であることから、就職実績は少ない。2010年10月現在、公認会計士論文式試験合格者は5人（うち在学中に合格した者3人）であり、うち3人が監査法人に就職している。その他一般企業の経理・財務部門に就職した者もあり、高度会計専門職業人の養成という教育目標に沿った成果を一定水準あげてはいるが、学習成果の評価指標として意味をなすにはいまだ母数が少ないのが現状である。

学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

学生の自己評価については、毎期実施している授業アンケートにおいて、学生自身に授業に対する取り組みを評価させる質問項目を設けている。特に2010年度後期からは「あなたがこの授業で目標とした事は達成されましたか」という質問項目を新たに設け、学習成果の自己評価度を調査している。2011年度前期の授業アンケートでは、アンケートを実施した全授業科目のこの質問項目の平均評価（五段階の選択肢「強くそう思う」を5、「ややそう思う」を4、「どちらとも言えない」を3、「あまりそう思わない」を2、「全くそう思わない」を1として数値化）は、1年次授業科目4.35、2年次授業科目4.27であり、概ね良好であった。

修了生の評価については、これまで主に入学者向けの資料とするために公認会計士試験に合格し就職した者について聞き取りを行ったことはあるものの、学習の成果を確認するために組織立って修了生からの意見聴取を実施したことはない。また、就職先における評価を調査したことはない。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

学位授与基準、学位授与手続きの適切性

本学では、大原大学院大学学則第30条および別表において、本学課程の修了要件として、2年以上在学し、かつ必修科目である「会計職業倫理」および所定の選択必修科目を含めて54単位以上取得したものに對し、会計修士（専門職）の学位授与を行うこと、ただし、入学前に大学院で修得した単位および入学後に他の大学院で修得した単位が本学で取得したものとみなされる場合には、1年以上2年未満の範囲内で早期修了を認めることが規定されている。また、同条には、本学の課程を修了したことの認定は、教授会の議を経て学長が行うことが規定されている。

以上のように学位授与基準および学位授与手続きは明文化され、学則本文を会計研究科

ガイドブックに掲載することで学生にも明示されている。このように、学位授与は適切な基準および手続きにもとづいて行われている。

学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策

本学においては、修士論文の提出はないため、学位審査および修了認定は、所定の在学期間における必要単位の修得のみによって行われる。したがって、まず教務委員会が、学生が必修および選択必修科目の履修条件を満たしつつ必要単位数を修得しているか否かを確認し、次に教授会に諮ることによって厳正に学位授与者を決定している。このように、学位審査および修了認定は、客観性・厳格性を確保した上で行われている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

実績はいまだ少ないものの、公認会計士を含む高度会計職業専門人を輩出し、教育目標に沿った成果をあげている。

② 改善すべき事項

本学は公認会計士志望の学生が多いため、公認会計士試験が壁となって就職実績がすぐには増えにくい状況にある。そのため、就職実績は学習成果の評価指標としては現状では不十分であり、学生の学習成果を測定するための特別な評価指標の開発が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

少数ながら監査法人ならびに一般企業会計部門への就職実績があがっていることは、本学が、高度会計専門職業人の養成という教育目標を実現すべく一定水準の教育内容と教育方法を有していることの証左であるが、2012年度入学生よりカリキュラムを抜本的に改編（詳しくは「(2) 教育内容」を参照のこと）するように、常に教育内容・方法の自己点検・評価を行い、より効果的に教育の成果をあげるための教育内容・教育方法へ修正していく。

② 改善すべき事項

現在、授業アンケートで確認しているような個々の授業の学習成果ではなく、2年の学習期間で、総合的に高度会計専門職業人としての知識と技能、倫理観が身についたかどうか、また学生が入学前に個々の目標としていたことを達成できたかどうかなどを調査するため、2011年度の修了生から、修了生と教員による意見交換会（仮称）を行うことにしている。先に述べたように、本学は、就職実績がすぐには増えにくい状況にあるため、当面、学習成果の評価は修了生からの意見聴取を中心に指標開発を進めていくものとし、就職先での評価の調査などは行わないものとする。

4. 根拠資料

- ・資料 4-1 : 平成 23 年度会計研究科会計研究科ガイドブック (平成 22 年度入学生用)
pp. 147-154 大原大学院大学学則
- ・資料 4-2 : 平成 23 年度会計研究科会計研究科ガイドブック (平成 23 年度入学生用)
pp. 147-154 大原大学院大学学則
- ・資料 2-1 : 修了者の進路に関する資料
- ・資料 4-12 : 2011 年度前期授業アンケート集計結果報告
- ・資料 4-16 : 2011 (平成 23) 年度 第 6 回 教授会議事要録 (抜粋)
「修了生と教員による意見交換会について」

5 学生の受け入れ

1. 現状の説明

本章「現状の説明」の記述は、財団法人大学基準協会『「大学評価」ハンドブック 2012（平成24）年度申請大学用』p. 30の記述にしたがい、2011年度入学生向けに2010年度中に実施した内容の記述を原則としている。したがって、根拠資料の一つとして本学ホームページをあげているが、現ホームページは2012年度入学生向けに内容の一部を変更しており、本報告書に記載されている内容とは記述が異なる部分がある。

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

求める学生像の明示

本学は、会計専門職大学院として、将来、高度会計専門職業人として活躍できる職能を育むに足る資質を有し、本学が提供する教育を享受しうる基礎的能力と意思を持った学生を入学させるため、アドミッションポリシー（入学者受入方針）を定め、入学試験要項および本学ホームページにおいて広く一般に公表している。

求める学生像については、アドミッションポリシー（平成23年度入学試験要項）冒頭に以下のように記述している。

「大原大学院大学会計研究科では、修了後、次のような分野での活躍を目指す学生を受け入れます。

1. 会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い倫理観を持った公認会計士となることを目指す学生
2. 1.に示す知識、技能、倫理観を持って業務が遂行できる企業の会計責任者、担当者を目指す学生
3. 監査役、監事などの職に就くために高度な会計的素養を身に付けたいと考える学生
4. 我が国の会計基準と国際的な会計基準の双方に精通した知識の修得を目指す学生」

当該課程に入学するにあたり、習得しておくべき知識等の内容・水準の明示

本学は、入学にあたり、本学の教育を受けるための基礎能力として、日本商工会議所簿記検定2級合格に相当する素養を求めている。これについて、アドミッションポリシー（平成23年度入学試験要項）では、「どのような選抜方法をとるか」で、以下のように記述している。

「まず、大学院の授業を受けるための基本的な会計の知識があるかどうかを筆記試験により確認します。ただし、日本商工会議所簿記検定試験2級合格者および同程度以上の知識があると認められる方については筆記試験を免除します。」

さらに、筆記試験については、入学試験要項に、出題される問題が日本商工会議所簿記検定試験2級レベルであることを明確にしている。

障がいのある学生の受け入れ方針

本学では、障がいのある学生の受け入れ方針は特に定められていないが、身体に障がいのある者が入学を希望する場合には、出願前に本学の施設・設備を確認してもらい、現状

の施設・設備で授業を受けることが可能かどうかを入学希望者自身に判断してもらうことにしている。その上で入学試験を受験してもらうことにしている。

なお、現在までのところ、こうした者の志願はなく、受け入れ実績はない。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

学生募集については、本学ホームページに入学試験日程と入試説明会（現在の名称は入試説明相談会）の日程および入学試験要項を公表している。

入試説明会は6月から翌年3月にかけて全8回（現在は全7回）行われ参加は自由であり、本学のアドミッションポリシー、入学試験の方法と出願の仕方、入学後の学生生活や支援体制などについて説明するほか、終了後には個別の相談にも応じている。さらに、入試説明会の日程以外にも希望者があれば随時個別相談に応じることとしている。なお、オープン・キャンパスなどの企画は行っていないが、入学希望者からの要望に応じて授業を参観することを認めている。また、入学試験は7月から翌年3月にかけて全6回行われている。以上のように、入学を希望する者に対して十分な情報と受験機会を提供している。

入学者選抜方法については、高度会計専門職業人を志す学生に広く門戸を開放するために、全6回すべての入学試験において、一般入試（筆記試験と面接試験）と自己推薦入試（自己推薦書の審査と面接試験）を実施し、特に第1期から第3期までの入学試験については学校推薦入試（学校推薦書および成績証明書の審査と面接試験）も加え、3つの方法を採用している。一般入試については基本的な会計用語の理解を問う問題、仕訳問題、計算問題などからなる筆記試験を行うことで、自己推薦入試については日本商工会議所簿記検定試験2級合格などを出願条件とすることで、学校推薦入試については先方大学の推薦状と成績証明書を審査することで、入学希望者が入学に必要な簿記学力を有しているかどうかを確認している。その上で、すべての入試方法において面接試験を行うことで、高度会計専門職業人を目指す意思と勉学意欲が十分にあるかを確認している。以上のように、いずれの入試方法で受験するにせよ、入学者選抜は、学生の受け入れ方針にもとづき、適切な方法で実施されている。

入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

入学者選抜に関する業務の遂行については、大原大学院大学入試委員会規程の定めにしたがい、専任教員によって構成される入試委員会を設置し、責任ある体制を確立している。また、入学者選抜を適切かつ公正に実施し、透明性を確保するために、「大原大学院大学入学試験実施マニュアル」を定めている。入学試験実施マニュアルでは、筆記試験の作問、自己推薦書および学校推薦書の審査、面接試験の方法、合否判定の手順、入学試験当日の業務遂行手順などについて定めており、全6回すべての入学試験は、このマニュアルにしたがい統一的な方法で厳正に進められている。

一般入試で使用される筆記試験問題については、選抜の基準を適正なものとするため、入試委員により慎重に作成され検証された問題を使用し、その採点については筆記試験官である入試委員が担当した後、別の入試委員が確認を行うこととしている。次に、全種の

入学試験において実施される面接試験は、公正性および客観性を確保するため、入試委員 2 名以上を面接試験官とし、各面接試験官が個別に評価を行った後、面接試験官全員で協議の上あらためて面接試験の評価を決定することになっている。さらに、可否の判定は、筆記試験と面接試験を合わせ、まず入試委員会の合議により行われ、次に教授会の議を経て確定する手続きを採用している。

(特別奨学生選抜入学試験について)

2011 年度 (2012 年度入学生向け) の入学試験からあらたに特別奨学生選抜入学試験が導入された。これは、会計分野に限らず特記すべき資格・能力を有する優秀な学生に授業料相当額を奨学金として給付する特別奨学金制度の適用者を選抜するための試験で、上で説明した従来の入学試験とは別日程で 1 回のみ行われる。合格のために必ずしも日本商工会議所簿記検定 2 級合格に相当する素養を必要とはしないが、合格発表後、大学院の授業が開始するまでの間に、原則として同簿記検定 2 級に合格することを入学の条件としている。

入学試験はエントリー・シートの審査による一次選考と、小論文による筆記試験および面接試験からなる二次選考で行われ、勉学意欲はもとより、高度会計専門職業人に求められる能力および資格を速やかに修得することができる高い論理的能力・潜在的能力を有しているかを確認している。特別奨学生選抜入学試験についても、本学ホームページに入学試験日程と入学試験要項を公表し、その趣旨と内容について明示している。

特別奨学生選抜に関する業務の遂行については、入試委員会とは別に、大原大学院大学特別奨学金制度委員会規程の定めにしたがい、専任教員によって構成される特別奨学金制度委員会を設置し、責任ある体制を確立している。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

本学は会計専門職大学院としての理念・目的を効果的に実現するために少人数教育が適切と考え、入学定員を 30 人に設定するとともに、入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数が適正になるよう管理することとしている。具体的には、第 4 期以降の入学試験は、それまでの入学手続完了者の人数によって入学定員に充たない場合のみ実施することを入学試験要項に明記し、定員を超える入学者数とならないよう配慮している。

ただし、以下に示すように、過年度において入学定員に達する入学者数となったことがないため、第 4 期以降の入学試験を取りやめる対応を行ったことはない。また、そのことを踏まえ、2011 年度実施の入学試験からは特にその旨の明記は行わず、全 6 回すべての入学試験を行うことにしている。

なお、2011 年度 4 月時点での収容定員充足率は 30% (在籍学生数 18 人/収容定員数 60 人) である。

過去5年間の入学定員充足率

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	入学定員充足率 (B/A)
2007年度	30	14	46.7%
2008年度	30	14	46.7%
2009年度	30	16	53.3%
2010年度	30	11	36.7%
2011年度	30	8	26.7%

定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

入学者数が入学定員を大幅に下回る状況が続いているが、この理由として、本学が学部を持たないことから学部卒業者の受け入れがないことに加えて、本学が開学してから日が浅く社会的認知度がいまだ低いことがあげられる。特に近年においては、公認会計士の就職状況が厳しく会計専門職大学院への志願者自体が少なくなってきたこともあり、入学定員充足率を上げていくために、公認会計士をはじめとする高度会計専門職業人の輩出実績を着実に高め、高度会計専門職業人を養成する教育機関として揺るぎない社会的地位を確立していくことが何よりも重要と考えている。そのため、2012年度入学生からの新カリキュラムの適用（第4章参照）や、広く優秀な人材を集めるための特別奨学金制度の導入などの対策を講じている。

一方で、志願者の裾野を広げるため、2008年度実施の入学試験から、4年制大学との連携を図り指定校推薦入試を新たに設けている。2010年度実施の入学試験からは推薦の範囲を指定校に限らず拡大して学校推薦入試と名称を変更し、さらに2011年度実施の入学試験からは全6回すべてに実施することとして現在に至っている。また、特別奨学生選抜入試も会計知識の有無に関係なく入学希望者を募るという意味において、裾野の拡大に寄与している。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

学生募集および入学者選抜のあり方については、その年度の入学試験終了後、翌年度の入学試験要項公表までの期間に入試委員会を開催し、検証を行うとともに、改善の必要があると認められる場合は教授会において審議することとしている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

本学では、志願者にも理解しやすい平易な文章によるアドミッションポリシーを定め、入学試験要項および本学ホームページにより広く一般に公表している。また、全8回（現在は全7回）にわたる入試説明会を実施し、終了後、個別相談に応じている。さらに入試説明会以外でも、希望者には随時個別相談に応じる体制を整えている。このように、入学希望者が入学前に本学についての情報を十分入手できるよう配慮している。また、入学試

験を全6回実施し、すべての入学希望者に公正な機会を十分に確保している。

② 改善すべき事項

開学当初から入学定員充足率が低い状態が続いている。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

本学の多数回にわたる入学希望者への入試説明会および入学試験は、他の会計専門職大学院にはない本学の大きな特色であり、入学定員を充足させるためにも継続していく。

② 改善すべき事項

現状では、本学の広報手段は本学ホームページに依存しており、学生募集について受け身の姿勢であったことを問題点として、今後は各大学の会計学関係の教員を個別に訪問するなどの方法により、“理論と実践の架橋”となる教育を行う会計専門職大学院へ進学することの効用や、本学の特色・魅力を説明し、大学の教員を通じて学生への会計専門職大学院あるいは本学の認知度を高めるなど、全学をあげて危機意識を持って学生募集に取り組むこととする。

また、現状では、本学は公認会計士を目指す大学卒業生が主要な入学希望者となっているが、今後数年間は会計士業界の就職不況は続くものと思われるので、構造的に入学者の増加は困難な状況にあると言わざるを得ない。2012年度の入学者からアドミッションポリシーを改め、求める学生像を以下のように具体的に示し、より広範な会計業務に対応できる人材を養成すべくカリキュラムの編成に取り組んでいる。

「大原大学院大学会計研究科では、修了後、次のような分野での活躍を目指す学生を受け入れます。

会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い倫理観を持ち、国際感覚を身に付けた高度な会計専門職業人として活躍することを目指す学生を受け入れます。具体的には、①公認会計士、②企業及び公的機関の財務部門のスペシャリスト、③税務のスペシャリストを目指す学生を受け入れます。」

4. 根拠資料

- ・基礎データ：Ⅲ 学生の受け入れ
- ・資料5-2：大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/entrance.html>
 - 入試案内
 - 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)
 - 入試の種別と入試日程
 - 入学試験要項
- ：大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/claim.html>
 - 問合せ・資料請求

- ・資料 5-1 : 平成 23 年度大原大学院大学会計研究科・会計監査専攻 入学試験要項
- ・資料 5-3 : 2012 年度大原大学院大学会計研究科・会計監査専攻 入学試験要項
- ・資料 5-4 : 2012 年度大原大学院大学会計研究科・会計監査専攻 特別奨学生選抜入学試験要項
- ・資料 5-5 : 身体に障がいのあるものが利用できる施設等
- ・資料 5-6 : 2009 (平成 21) 年度 第 4 回入試委員会 議事要録(抜粋)
「入学希望者の授業参観について」
- ・資料 3-2 : 大原大学院大学 教授会・各委員会規程
入試委員会規程 特別奨学金制度委員会
- ・資料 5-7 : 大原大学院大学入学試験実施マニュアル
- ・資料 5-8 : 2010 (平成 22) 年度 第 5 回 入試委員会 議事要録(抜粋)
「入学試験の合否判定について」
- ・資料 5-9 : 2011 (平成 23) 年度 第 1 回 入試委員会 議事要録(抜粋)
「入試方法等」
- ・資料 5-10 : 2011 (平成 23) 年度 第 4 回 入試委員会 議事要録(抜粋)
「入学者増加策について」

6 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

本学では、「大原大学院大学学生委員会規程」を定め、専任教員および事務局員を委員とする学生委員会が中心となって、学生生活に関する支援・指導を行っている。また、これとは別に、「大原大学院大学学年担任制規程」を定め、専任教員の中から選ばれた学年担任教員(各年次1名)が、実際の学生の指導・助言を行うこととしている。規定は特に設けていないが学年担任教員は学生委員会の委員がこれを兼任し、学生から相談を受けた内容に関して守秘義務を負うが、必要に応じて学生委員会に諮ることとしている。

学生委員会規程では委員会の掌握事項を規定しているが、本学では、2011年12月にあらたに学生支援に関する統一的な方針を以下のように決定した。

<学生支援に関する方針>

本学は、高度会計専門職業人を養成するという目的・理念を実現するため、学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるように、以下の方針のもと学生支援を行うこととする。

1. 学生に対する全般的支援体制

担任制度により、学生生活全般について原則的に学年担任教員が指導・助言を行うこととする。

2. 修学支援

学年担任教員による履修指導や出席および成績不良の学生に対する指導等の学習指導体制を敷く。

高度会計専門職業人に必要な資格の取得のため、課外学習による資格試験受験講座の受講を支援する。(大原学園が行う公認会計士試験、簿記検定試験、税理士試験等の受験講座の無料化)。

大原大学院大学奨学金制度や大原大学院大学特別奨学金制度等、大学独自の経済支援体制を整備する。

3. 生活支援

学生からの相談は、学年担任教員または学生担当の事務局職員が対応することを基本とするが、必要に応じて専門家(カウンセラー)に相談するよう助言する。

特にハラスメントに関して問題が発生した場合は、ハラスメント対策委員会を開催の上、迅速、適切かつ公正に対応する。

4. 進路支援

会計大学院協会主催の監査法人を対象とするインターンシップへの参加を促す。

学園主催の就職活動説明会への参加を促し、学生担当の事務局職員および学園就職部職員による就職指導を行う。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

上に述べたように、学生生活に対する指導・助言は、主に学年担任教員を通じて行われている。留年者および休・退学者には、まず学年担任教員が面談を行い、成績不良の原因、長期欠席・進路変更の原因等の状況を把握し、学生担当の事務局職員とともに必要な指導・助言を与えたのち、学生委員会あるいは教務委員会に報告するものとしている。当該学生の留年あるいは休学・退学は教授会で諮られる。

なお、2007年度に第1期生3人の留年者を出したが、それ以降留年者はいない。退学者（休学した後退学した者を含む）の状況については以下のとおりである。

過去5年間の中途退学者

	1年次生	2年次生	合計
2006年度	11	-	11
2007年度	3	1	4
2008年度	1	0	1
2009年度	2	0	2
2010年度	1	0	1

補習・補充教育に関する支援体制とその実施

現状では、講義の理解が進まない学生や、やむを得ない事情で欠席した学生に対する特別な補習や補充教育は行われていない。

なお、前章で説明したように、本学は、入学して授業を受けるための前提条件として、日本商工会議所簿記検定2級合格に相当する学力を求めている。入学試験に合格はしたものの、授業開始を前に簿記学力に不安を感じている者に対しては、入学手続き後、本学の経営母体である大原学園の簿記講座を無料で受講できる入学前学習制度を適用している。2011年度入学生の当制度利用実績は入学者8人中2人であった。

障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

現状では、障がいのある学生に対する修学支援措置（ノートテイク等）は行われていない。なお、現在まで障がいのある学生の入学実績はない。

奨学金等の経済的支援措置の適正性

本学を通じて本学の学生が利用できる経済的支援は次のとおりである。

1. 奨学金制度

(1) 大原大学院大学奨学金（給付奨学金）

1年次の成績優秀者（若干名）を対象として、奨学金30万円を上限として給付し、2年目の学費に充当する。2010度の受給者は1人である。

(2) 大原大学院大学特別奨学金（給付奨学金）

2012年度の入学生より導入される新制度である。特別奨学生選抜入学試験に合格した

者（若干名）に対して、2年間の授業料が全額免除される。2012年度の適用者は1人の予定である。

(3) 日本学生支援機構奨学金(貸与奨学金)

日本学生支援機構が行う貸与奨学金について、学生への告知と手続き面での指導を行っている。また、第1次募集に漏れた学生について、第2次募集を優先的に受けられるように奨学生の管理をしている。

2. 厚生労働省教育訓練給付制度

厚生労働省が働く人の能力開発の取り組みを支援するために設けている制度で、大学院修了後、所定の要件を満たす場合に支給されるものである。この制度については、入学時に対象となる学生に説明して、修了後、必要な手続き面での指導を行うことになっている。なお、2009年度に給付を受けた者3人、2010年度は給付を受けた者はいない。

3. 公認会計士受験講座無料受講制度(課外学習制度)

本学のほとんどの学生は公認会計士を目指しており、大学院の授業とは別に課外学習として公認会計士受験講座の受講を希望している。こうした事情から、大原学園が提供している公認会計士講座を本学の入学手続き完了後から修了後最初に実施される短答式試験または論文式試験までの期間、無料で受講できる制度を設けている。2011年度の受講生は17人(1年次生8人、2年次生9人)である。

4. 学費の延納等

本学では、年2回に分けて学費を納付する制度をとっているが、この方法での納付がむずかしい場合、学生と相談の上、延納または月割りにより、学費を納付する方法を認めている。2011年度の適用者はいない。

以上のように、奨学金その他の学生への適切な経済的支援措置がとられている。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

本学では、学生の健康状態を検査するために、6月末に一斉に健康診断を実施している。

また、本学は小規模なため、学生の心身の健康を保持・増進するための相談に応ずる医師・カウンセラーなどを常時配置する体制を採用していない。それに代わる体制として、学年担任教員、学生担当の事務局職員が相談に応ずることとし、状況に応じ、学校医の指導を仰ぐこととしている。

さらに、本学では、学生生活における傷害事故に備え、全学生を対象に災害傷害保険に加入している。保険料は本学が全額負担し、保険の対象となる傷害を被った学生には、この保険金を本学からの「見舞金」として給付することとしている。

ハラスメント防止のための措置

各種ハラスメントについては、「大原大学院大学ハラスメント対策委員会規程」にしたがいハラスメント対策委員会を構成し、「大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程」を定め、その防止と対処について必要な措置をとっている。「ハラスメント対策に関する規程」は、学生に配付する会計研究科ガイドブックに本文を掲載するとともに、学生生活に関係する部分の要約版をわかりやすい言葉で同ガイドブック「Ⅷ 学籍・その他諸事項」に載

せることで、学生の理解を深め注意を喚起するようにしている。同記述には、「ハラスメント対策に関する規程」にしたがい、ハラスメント委員会の相談員の氏名が具体的に示され、学生が一人で悩んだり泣き寝入りしたりしないように、相談によって早期解決が図れるよう促している。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

本学では、学生のほとんどが公認会計士を志望しており、一般の大学と比べて進路選択についての相談や指導の必要性は少ない。しかし、公認会計士試験の合格は難関であるため進路変更せざるを得ない者もあり、そうした者も含めて公認会計士以外の進路を考える学生は、まず学年担任教員が相談に乗っている。

一般企業への就職希望者に対しては、学生担当の事務局職員と本学の就職指導を兼任する大原学園本部就職部職員により、就職活動の説明会を実施している。2011年度は7月に行い3人が参加した。その際、個別相談に応ずることを学生に伝え、随時受け付けている。

公認会計士試験受験者は試験が終了した時点から監査法人への就職活動を実施するが、これについては、学園本部が実施する監査法人の説明会を在学学生および修了者に案内して出席を促している。また、監査法人や会計事務所の求人案内書を配布している。さらに、在学学生および修了生から希望がある場合には、本学の就職指導を兼任する学園本部就職部職員が個別相談に応じている。

キャリア支援に関する組織体制の整備

本学では、キャリア支援を行うための大学独自の組織は設置していない。学生の課程修了後のキャリア教育に関する相談が学生からあった場合には、学年担任教員と学生担当の事務局職員および本学の就職指導を兼任する学園本部就職部職員が共同して、助言・指導にあたることにしている。

なお、多くの学生が志望している公認会計士については、正課の授業ではないが、大原学園が運営する公認会計士受験講座を、本学の入学手続き完了後から課程修了後最初に実施される短答式試験または論文式試験までの期間無料で受講できる課外学習制度を設け、学生のキャリア形成を支援している。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

- (1) 学年担任制をとり、学生生活についての各種相談を受け付けている。
- (2) 各種奨学金制度があり、就学困難な学生に最大限の支援を行っている。特に、公認会計士志望の学生が多いため、大原学園本部が運営する公認会計士講座を無料で受講できる課外学習制度を設けて、キャリア形成のための支援を行っている。

② 改善すべき事項

特になし。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- (1) 本学は少人数教育ということもあり、1年次生、2年次生それぞれに置かれた学年担任教員はすべての学生に十分に目が届き、きめの細かい的確な指導・相談が行えている。これらは本学で学ぶことのメリットの一つであり、今後とも継続して行っていく。
- (2) 本学は、高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い倫理観を持った会計専門職業人を養成することを理念・目的としており、その代表的な職種が公認会計士であることは言うまでもない。しかし、本学がそのために必要な教育をいかに行ったとしても、現実問題として、公認会計士になるためには試験に合格することが必須である。言うまでもなく、会計専門職大学院は公認会計士試験対策として存在する機関ではなく、多くの会計専門職大学院がその対応に苦慮しており、一方で受験勉強もしなければならない学生にとっては重い経済的な負担となっている。

この点につき、本学は、経営母体である大原学園が保有する教育資源を最大限利用することができる。学園本部が運営する公認会計士受験講座を学生に無償提供することで、高度会計専門職業人の中でも最も重要な公認会計士という学生のキャリア形成に資するとともに、本学においても、試験準備に惑わされることなく高度会計専門職業人としての知識と技能と倫理観を教授し醸成する教育に専念できる。このシステムは決して他の会計専門職大学院には追随できない本学で学ぶことの最大のメリットである。今後とも本学の入学者に対して推奨する。

② 改善すべき事項

特になし。

4. 根拠資料

- ・資料 6-1 : 2011 (平成 23) 年度 第 7 回 教授会 議事要録 (抜粋)
「学生支援について」
- ・資料 1-3 : 大学案内 (2012 年 4 月入学用)
p. 15 大学院生へのサポート 入学前および入学後課外学習無料受講制度
- ・資料 6-2 : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/life.html>
→ 学生生活
学習支援・監査法人のインターンシップ・就職活動支援
奨学金等、災害傷害保険等、ハラスメント対策
事前学習・課外学習制度
- ・資料 3-2 : 大原大学院大学 教授会・各委員会規程
大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程 (ハラスメント対策委員会に関する規程を含む)
- ・資料 4-1 : 平成 23 年度会計研究科ガイドブック (平成 22 年 4 月入学生用)

- pp. 143－146 VIII 学籍・その他諸事項
 - 8. 奨学金等、9. 健康診断（定期健康診断）、12. 災害傷害保険等、
 - 13. ハラスメント、14. 相談
- p. 165 大原大学院大学学年担任制規程
- p. 168 大原大学院大学奨学生に関する規程
- pp. 169－171 大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程
- ・資料 4－2 : 平成 23 年度会計研究科ガイドブック（平成 23 年度入学生用）
 - pp. 143－146 VIII 学籍・その他諸事項
 - 8. 奨学金等、9. 健康診断（定期健康診断）、12. 災害傷害保険等、
 - 13. ハラスメント、14. 相談
 - p. 165 大原大学院大学学年担任制規程
 - p. 168 大原大学院大学奨学生に関する規程
 - pp. 169－171 大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程
- ・資料 3－2 : 大原大学院大学 教授会・各委員会規程 学生委員会規程
- ・資料 6－3 : 大原大学院大学特別奨学生に関する規程
- ・資料 6－4 : 学費の延納・月割分納について
- ・資料 6－5 : 就職活動説明会の実施報告書
- ・資料 6－6 : 就職情報誌 会計・税務・経理の就職情報

7 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究など環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化／校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画

本学は教育研究など環境の整備に関する方針を定めていない。また、校地・校舎・施設・設備を拡大する計画はない。これは本学が会計専門職大学院として、会計研究科会計監査専攻の1研究科1専攻のみを設置する大学院大学であり、収容定員も60人ときわめて小規模であることから、現有の施設・設備をベースとして運営することを基本としていることによる。

ただし、学生・教員の意見を聴取し、施設・設備の改善を行っていくこととしている。現在のところ、年2回（前期末と後期末）施設アンケートを実施し、学生の要望を聴取して改善に取り組んでおり、今期は学生からの要望に沿って、学生が使用するパソコンの入れ替えと増設を行っている。また、教職員のパソコンの入れ替えを行っている。

さらに経営系専門職大学院認証評価の際の指導に沿って、自習室を個人別に仕切る工事を実施し、学生の利便性に配慮した自習しやすい環境を整えている。このように、現有の施設・設備の改善を継続的に行っている。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

校地・校舎などの整備状況とキャンパス・アメニティの形成／校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全衛生の確保

(1)でも述べたが、本学は会計研究科会計監査専攻の1研究科1専攻のみを設置する大学院大学であり、収容定員も60人とその規模はきわめて小さい。こうしたことから、校舎も東京都千代田区にある大原学園が所有する建物の一部を使用している。

① 施設

ア. 学生専用スペース

本学の専用施設として、大原学園10号館の2階と3階（約1/4）を使用し、教室（講義室2室および演習室2室）、専用自習室（1室）、図書室（1室）、面接指導室、保健室などを設置している。また、大原学園が保有する大原学園6号館1階のパソコン実習室を使用している。このうち、専用自習室は、原則として日曜祝日を含め8:00から22:00まで使用できるようにしている（お盆、年末年始を除く。以下同様）。また、講義室、演習室も授業のない時間帯は自習のために利用できるように、原則として日曜祝日を含め8:00から22:00まで解放している。

学生の交流のためのラウンジなどは大学の施設として配置していないが、大原学園が保有する本館1階および11号館1階に同学園において学ぶ者（本学の学生も含む）に供するロビーを設置しており、これを利用することにより、学生交流が行えるようにしている。

イ. 専任教員の研究室

大原学園1号館3階と5階の各階に7室、計14室の研究室を配置し、専任教員の全

員に1人1室を確保している。

ウ. 事務局など

大原学園10号館の3階(約1/4)に事務局、会議室、学長室を配置している。

② 設備など

ア. 学生用ロッカー

本学の専用施設である大原学園10号館2階と3階に、学生が教材などを保管するためのロッカーを設置している。10号館2階に設置しているロッカーは在学生の使用を目的とし、3階に設置しているロッカーは修了生が公認会計士試験の受験学習などのために使用することを目的としている。

イ. 情報機器など

演習室には、学生が発表する際に使用するプロジェクターとこれに繋ぐパソコンを備えている。また、各講義室および図書室には、合計で9台のパソコンを設置している。いずれの部屋もLAN配線を行っており、インターネットへの接続が行えるようになっている。

教員の研究室および事務局にもLAN配線は行われており、インターネットへの接続が行えるよう情報機器への接続環境が整備されている。

これらの施設・設備は平日毎朝、業者による清掃を行っている。また、定期的にエレベータなどの点検を行い、保健所および消防署などの検査を受け概ね合格点を得ている。さらに、夜間はガードマンを配置している。これらにより、校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保を行っている。

③ 校地・校舎

校地・校舎については、大原学園が所有するビルの一部を利用していることから、本学独自の校地・校舎を有していない。

以上のように、本学の教育研究目的を達成するために必要となる施設・設備を整備している。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

図書、学術雑誌、電子情報などの整備状況

図書は年2回(春、秋)購入し、制度の改正などを反映した最新の情報が提供できるように配慮している。また、教員・学生から図書購入の要望があれば、随時購入し、対応している。

2011年12月末現在の蔵書などは下記のとおりである。

① 蔵書 5,355 冊 (和書 4,970 冊 洋書 385 冊)

分 類	図書数	和書数	洋書数
0 総記	33 冊	27 冊	6 冊
1 哲学・宗教	6	5	1
2 歴史・地理	11	7	4

3 社会科学	32 法律	324 民法	75	75	0
		325 商法	417	404	13
		その他	74	73	1
		小 計	566	552	14
	33 経済	331 経済学、経済思想	74	68	6
		333 経済政策、国際経済	115	115	0
		335 企業、経営	448	385	63
		336 経営管理	2,480	2,310	170
		338 金融、銀行、信託	519	485	34
		その他	42	37	5
	小 計	3,678	3,400	278	
	34 財政	341 財政学、財政思想	54	54	0
		345 租税	310	305	5
		その他	29	26	3
		小 計	393	385	8
	35 統計	10	9	1	
	36 社会	99	96	3	
	37 教育	18	17	1	
	38 風俗習慣	2	0	2	
その他	20	14	6		
計	4,786	4,473	313		
4 自然科学	54	52	2		
5 技術	188	160	28		
6 産業	265	234	31		
7 芸術	4	4	0		
8 言語	8	8	0		
9 文学	0	0	0		
合 計	5,355	4,970	385		

② 雑誌：31種（和雑誌：20種 洋雑誌：11種）

ア) 和雑誌 主なもの 「会計」、「企業会計」、「会計・監査ジャーナル」、「商事法務」、「Jurist」、「ビジネス法務」、「税務弘報」

イ) 洋雑誌 主なもの 「accountancy」、「COST Management」、「Internal Auditor」

図書の選定にあたっては、社会科学分野の新刊を中心とし、教員の要望を確認している。また、学生からの要望は、図書室の司書に伝えられ、前述の教員による選定図書と合わせ

て購入の手配を行っている。

電子媒体については、海外の会計などに関する情報を入手するために電子ジャーナル ABI/INFORM Complete (ProQuest) を導入し、図書室および各教員研究室での閲覧が可能なようにしている。

ABI/INFORM Complete

ProQuest が提供するビジネス関連の雑誌・新聞、その他の情報源を幅広くカバーするデータベース。

「ProQuest Accounting & Tax Database」

米国ミシガン州 ProQuest Information and Learning 社

図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境

図書室は 67.165 m² の広さであり、図書の閲覧用に 18 席、パソコン用に 4 席を用意している。また、図書室専門職員として司書の資格を有する者 1 人を配置している。開館時間は平日 8:00 から 18:00 までである。図書室には、蔵書の検索ができる「スマート情報館」というソフトをインストールしたパソコン 1 台とデータベース ABI/INFORM Complete (ProQuest)、その他のインターネット情報が閲覧できるパソコン 8 台（「スマート情報館」を使用できるパソコン 1 台を含む。）を設置している。

なお、経営系専門職大学院認証評価において、「教育・研究に必要な図書資料を計画的に整備すると同時に、電子ジャーナルやデータベースについても専門的な教育・研究に必要なものを整備されたい。また、他の大学や大学院、研究機関等との学術情報・資料の相互利用のための条件を早急に整備することが強く求められる。」との指導を頂いている。これを受けて、従来は施設委員会が検討を行ってきたが、新たに図書委員会を設置し、具体策をまとめ、実施することとしている。

これにより、図書室および学術情報サービスの機能のいっそうの充実を図ることとしている。

国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

従来、国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムを構築する環境が整ってなかったが、図書館情報管理システムの新たな構築を目指してその準備に入っている。その概略を簡条書で示す。

- ① 国立国会図書館の登録利用者制度に機関として登録し、インターネットでの郵送複写を申し込むことを可能とする。
- ② 図書室および各教室に設置してあるパソコンから NDL-OPAC で複写希望資料の検索を可能とする。
- ③ 国立情報学研究所目録所在情報サービスが提供する「NACSIS-CAT/ILL」に参加するためのシステム導入を検討する。これらに参加した場合、次のことが可能となる。

「NACSIS-CAT」へ参加することにより、オンライン共同分担目録方式による全国規模の総合目録データベースを形成するためのシステムを構築することができる。

「NACSIS-ILL」へ参加することにより、図書館間で行われている相互貸借サービスの

利用が可能となる。

- ④ 英国図書館原報提供センター (BLDSC) への依頼レコードの送付、ISO ILL プロトコルに対応して、OCLC や KERIS など海外 ILL システムとの相互接続も可能となる。

以上により、学術情報相互提供システムの整備を図ることになっている。

(4) 教育研究などを支援する環境や条件は適切に整備されているか。

教育課程の特徴、学生数、教育方法などに応じた施設・設備の整備

本学は会計専門職大学院として、会計研究科会計監査専攻の1研究科1専攻のみを設置する大学院大学であり、収容定員60人、入学定員30人と小規模である。教育方法としては、講義形式の授業と演習(ゼミ)形式の授業を主なものとし、情報教育のためにパソコン操作の実習を行う科目がある。これに合わせて、専用教室として講義室2室と演習室2室を設置し、パソコン操作の実習を行う教室として、大原学園が所有するパソコン教室を使用している。また、学生用のロッカーを設置している。

ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備

ティーチング・アシスタント(以下、「TA」という)は「簿記原理」の授業において配置したことはあるが、リサーチ・アシスタント(以下、「RA」という)を配置したことはない。これは本学がきわめて小規模であること、各学年に担任教員を配置して学生の相談を受け付けていることおよび全教員(兼任教員を含む)にオフィスアワーを設けることにより、有効に代替されているためである。こうしたことから、今後もRAを配置する予定はない。「簿記原理」においても担当教員で十分な学生指導が可能のため、今後のTAの配置を見送ることになっている。

教育研究などを支援するための技術スタッフとして、大原学園本部の情報処理部門の技術スタッフ2人を兼任職員として配置している。これによって、教室および研究室などの施設およびパソコン、コピー機、LAN配線などの設備の管理保全を行っている。

教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

教員の研究費は、本学の「研究経費規程」に基づいて支給している。

研究費の金額は下記のとおりである。

区分	研究者教員		実務家教員	
	研究費	研究旅費	研究費	研究旅費
教授 准教授	300,000円	200,000円	200,000円	100,000円
講師 助教 助手	150,000円	100,000円	100,000円	50,000円

この金額は1年間(4月1日から翌年3月31日まで)を支給対象期間とするものである。

教員の研究室は各教員に1室ずつを提供しており、基本装備として机、椅子、書棚、保管庫、パソコンおよび電話機を設置し、ネットワーク機器利用のためにLAN配線を行っ

ている。また、研究室の近隣に教員が使用するための複合コピー機を設置している。

研究専念時間であるが、専任教員 1 人あたりの年間授業科目は 2.67 科目 (5.33 単位) となっており、授業のための準備を除けば、他の時間は研究に専念できる。なお、2012 年度の専任教員 1 人あたりの年間授業科目は 2.71 科目 (5.43 単位)、2013 年度は 3.64 科目 (7.29 単位) を予定しているが、この場合にも十分な研究専念時間の確保は可能と考える。

以上により、教育研究などを支援する環境や条件は適切に整備されている。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

研究倫理に関する学内規程の整備状況

本学では、研究倫理の遵守については、教員個人の倫理観に委ね、また、教員の個人研究費および科学研究費の管理について事務局の担当者がチェックする体制を敷いていたが、2011 年 11 月の教授会において、「大原大学院大学研究倫理規準」を定め、本規準に基づき遵守するための必要な措置を講ずることとした。

研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

今まで研究倫理に関する学内審査機関を設けてこなかったが、本年度より新たに研究倫理に関する事項についての審議機関として、大原大学院大学研究倫理委員会を設置し管理に当たることとしている。本年度はこのための準備期間として位置付ける。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

本学では、施設委員会の管理のもとに、年 2 回実施している施設アンケートにより、学生の要望を聴取している。また、この際の学生の要望を取り入れ、パソコンの入れ替えおよび増設を行うなどの改善を継続的に実施している。また、教職員のパソコンの入れ替えを行っている。こうした活動を通じて、継続的な教育研究環境などの改善を確実に行っている。さらに、経営系専門職大学院認証評価の際の指導に沿って、自習室を個人別に仕切る工事を実施し、学生の利便性に配慮し、自習しやすい環境を整えるなど、認証評価の結果を踏まえた改善を着実に実行している。

本学の規模を反映した担任教員制および全教員にオフィスアワーを設定することによって、きめの細かい学生の支援を行っている。

② 改善すべき事項

図書室、学術情報サービスについては、経営系専門職大学院認証評価の際に「学生の学修および教員の研究の便宜を図るため、貴専攻の教育・研究に必要な図書資料を計画的に整備すると同時に、電子ジャーナルやデータベースについても専門的な教育・研究に必要なものを整備されたい。また、他の大学や大学院、研究機関等との学術情報・資料の相互利用のための条件を早急に整備することが強く求められる。」との指導を頂いたが、現在までのところ、図書委員会を設置して検討に着手したこと、図書館情報管理システムの改善を行い、まず、国立国会図書館の『登録利用者制度』に機関として登録すること、国立情

報学研究所目録所在情報サービスの『NACSIS-CAT/ILL』に参加するための準備などに着手したことにとどまる。

また、研究倫理を遵守するために必要な措置を講ずることが遅れていた。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

今後も施設委員会が中心となり、年2回実施している施設アンケートにより、学生の要望をくみ取り、また、施設委員会に寄せられる教員からの要望を検討することにより、ひとつ一つ教育研究環境の改善に努める作業を継続的に実行する。

また、学生の教育研究などを支援する体制として、学年担任教員制および全教員にオフィスアワーを設けることによる学生指導を継続し、学生に対するきめ細かい対応を行う。

以上により、学生に対する教育研究に関する支援について、その要望に十分応えられる体制を維持していく。

② 改善すべき事項

図書室、学術情報サービスの改善について、図書委員会を通じて、今後、改善策を講ずることとする。現状では、大規模な施設の拡充などの方策を講ずることはむずかしいことから、国内の教育研究機関との学術情報・資料の相互利用など、実行可能性について順位付けを行い、改善を行う。

また、研究倫理については、「大原大学院大学研究倫理規準」に基づき、大原大学院大学研究倫理委員会から教員への働きかけを行い、研究倫理の遵守を図ることとする。

4. 根拠資料

- ・資料 7-1 : 2011 (平成 23) 年度第 1 回 施設委員会 議事要録 (抜粋)
 - I 2011 年度前期 施設アンケートの結果について
 - II 認証評価の結果指導されている問題について
 - III 教職員が使用している PC の新しい機種への交換について
- ・資料 7-2 : 2011 年度施設アンケート結果集計
- ・資料 7-3 : 2011(平成 23)年度 第 6 回 教授会議事要録(抜粋)
「図書委員会の設置について」
- ・資料 7-4 : 2011(平成 23)年度 第 1 回 図書委員会議事要録
「点検・評価報告に係る図書室等の改善・整備」
- ・資料 7-5 : 大原大学院大学施設の見取図
- ・資料 4-1 : 平成 23 年度会計研究科ガイドブック (平成 22 年 4 月入学生用)
 - p. 127 平成 23 年度オフィスアワーの案内
 - p. 165 大原大学院大学学年担任制規程
- ・資料 4-2 : 平成 23 年度会計研究科ガイドブック (平成 23 年 4 月入学生用)
 - p. 127 平成 23 年度オフィスアワーの案内

p. 165 大原大学院大学学年担任制規程

- 資料 7-6 : 大原大学院大学研究経費規程
- 資料 7-7 : 2011 (平成 23) 年度 第 4 回 将来計画検討委員会議事要録 (抜粋) および
2011 (平成 23) 年度 第 6 回 教授会 議事要録 (抜粋)
「大原大学院大学研究倫理規準」の制定と大原大学院大学研究倫理委員会の
設置について
- 資料 7-8 : 大原大学院大学研究倫理規準
- 資料 3-2 : 大原大学院大学 各委員会規程 研究倫理委員会規程

8 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

社会経済活動の高度化・多様化、国際化などに伴い、知的・人的資源を擁する大学に対する社会の期待はますます大きくなっている。本学においても、教育、研究に加えて「社会連携・社会貢献」を第三の使命と位置づけている。しかしながら、本学は小規模な大学院大学であり、大規模な総合大学に期待されるすべての領域において、社会連携・社会貢献を行うことは現実的ではないし、また、その効果の発現が期待できない。したがって、本学における目指すべき「社会連携・社会貢献」とは、本学の建学の精神や期待されている社会的使命に則した、本学の特色を生かしたものを中心に考えるべきである。

本学の母体である大原学園は1957年に東京都千代田区に大原簿記学校として誕生し、今日に至るまで半世紀にわたり、多くの公認会計士および税理士などの会計専門職業人を世に送り出してきたとともに、我が国の簿記教育の礎を築いてきたものと自負している。本学に与えられた使命とは、このような大原学園の伝統と実績を継承し、さらに時代の進展と社会の要請を踏まえていくことであると考えている。

本学に期待される社会的使命を全うするために、本学においては、社会連携・社会貢献につき、以下の6つの方針を有している。

地域社会・国際社会への協力量針の明示

- ① 社会に貢献できる会計専門職業人となるべき人材の裾野を広げる。
- ② 公開講座の開設などにより、社会との交流を図る。
- ③ 教育研究上の成果を社会に発信・還元する。

産・学・官との連携の明示

- ④ 国・地方公共団体などの政策形成に寄与する。
- ⑤ 社会的組織体との教育研究上の連携を図る。
- ⑥ 企業などとの共同研究、受託研究を行う。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

① 社会に貢献できる会計専門職業人となるべき人材の裾野を広げる。

社会に貢献できる会計専門職業人を輩出するためには、一人でも多くの優秀な人材がこの会計専門職業人という職業の内容とその役割を理解し、さらに、その最も重要なスキルである簿記の学習に興味を持ってもらうことが重要となる。本学においては、A. 全国大学対抗簿記大会の開催および B. 高校生対象のキャリア教育プログラム（計画中）を通じて、会計専門職業人となるべき人材の裾野を広げることを考えている。

A. 全国大学対抗簿記大会の開催

本学では、開校以来、春と秋の年2回、全国大学対抗簿記大会を大原学園と共催で開催している（イタリア大使館、日本公認会計士協会、東京税理士会後援）。この大会は、「簿

記の発展と交流の輪を広げる」「会計専門職業人を増やす」ことを目標とした簿記のインターカレッジである。また、イタリア大使館の後援により、個人戦1級全国優勝者に「ルカ・パチョーリ賞」を設けており、日本公認会計士協会の後援により、団体戦1級優勝チームに「日本公認会計士協会賞」として賞状とトロフィーが贈られている。

B. 高校生対象のキャリア教育プログラムの実施

2012年度より実施することを計画しており、現在のところ実施されていない。

地域交流・国際交流事業への積極的参加

② 公開講座の開設などにより、社会との交流を図る。

現在のところ実施されていない。

③ 教育研究上の成果を社会に発信・還元する。

紀要の発行はされているものの、公開講座、フォーラムの開催などを通じた教育研究上の成果を社会に発信・還元することが積極的にされていない。

学外組織との連携協力による教育研究の推進

④ 国・地方公共団体などの政策形成に寄与する。

教員が国、自治体の各種委員会委員などとしてその政策形成へ寄与することを本学の方針としているが、現在のところ実績はない。

⑤ 社会的組織体との教育研究上の連携を図る。

以下に示す通り、多くの教員が日本公認会計士協会や税理士会などの社会的組織において各種委員会の委員となり、多様な形で教育研究上の連携が取られている。

[開校以来現在まで5年間の実績]

社会的組織体の名称	役割	教員氏名
日本公認会計士協会	学術賞審査委員会委員長	田中教授
	データベース・プロジェクトチーム 委員	
	学術賞選考委員	末益教授
沖縄国際映画祭実行委員会	監事	山田（有）教授
日本原価管理士会	理事	山田（庫）教授
中央職業能力開発協会	ビジネス・キャリア検定試験問題作成委員会（経理・財務管理分野）座長	
	ビジネス・キャリア検定試験経理1級問題作成委員会委員	
	ビジネス・キャリア検定試験経理3級（原価計算）問題作成委員会委員	

中央職業能力開発協会	ビジネス・キャリア検定試験財務管理2級(財務管理・管理会計)問題作成委員会委員	山田(庫)教授
東京税理士会	会員相談室委員	熊王准教授
	税務審議部委員	
	武蔵野支部幹事	
	武蔵野支部法対策委員会委員	
東京地方税理士会	税務研究所研究員	
全国中小企業団体中央会	中小企業組合士検定試験試験委員(組合会計)	鷹野准教授
財団法人道路経済研究所	基礎理論研究会研究員	中野准教授

⑥ 企業などとの共同研究、受託研究を行う。

現在のところ多くの実績はないが、以下の教員が、受託研究、企業などとの共同研究を行っている。

委託者	研究内容	教員氏名
財団法人産業経理協会より 予算管理専門委員会に委嘱	「わが国企業における予算制度の実態調査」に関する研究	山田(庫)教授
共同研究者	研究内容	教員氏名
コンテンツ評価研究会	わが国における適切なコンテンツの評価方法の研究	山田(有)教授、江頭准教授、鷹野准教授

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

① 社会に貢献できる会計専門職業人となるべき人材の裾野を広げる—A. 全国大学対抗簿記大会の開催

社会に貢献できる会計専門職業人となるべき人材の裾野を広げるための活動は、他大学ではできない本学独自のものであり、本学が目指すべき「社会連携・社会貢献」のうち、最も重要なものと考えており、特に全国大学対抗簿記大会の開催においては、所定の効果を上げている。例えば、2011年春の大会では、全国116大学、3,455人のエントリーがされており、我が国における簿記教育の発展に非常に寄与しているとともに、本大会の参加者の多くが会計専門職業人を目指している。

⑤ 社会的組織体との教育研究上の連携を図る。

本学の教員数と比較すれば、多くの教員が日本公認会計士協会や税理士会などの社会的組織において各種委員会の委員となり、多様な形で教育研究上の連携が取られていると言える。

(2) 改善すべき事項

② 公開講座の開設などにより、社会との交流を図る。

公開講座に関しては、現在計画中であるが、大学における社会貢献の重要性に鑑み、早期の実施する予定である。

③ 教育研究上の成果を社会に発信・還元する。

紀要の発行以外にも、公開講座、フォーラムの開催などを通じた教育研究上の成果を社会に発信・還元することが積極的に展開することが望まれる。

④ 国・地方公共団体などの政策形成に寄与する。

教員が国、自治体の各種委員会委員などとしてその政策形成へ寄与することを本学の方針としているが、現在のところ実績がない。教員全体での積極的な展開が望まれる。

⑥ 企業などとの共同研究、受託研究を行う。

企業などとの共同研究、受託研究を行っている教員の絶対数が少ないので、教員全体で積極的な展開が望まれる。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

① 社会に貢献できる会計専門職業人となるべき人材の裾野を広げる—A. 全国大学対抗簿記大会の開催

全国大学対抗簿記大会の開催においては、所定の効果を上げているが、告知の徹底などを図り、さらなる参加者数の増加を図ることを計画している。

(2) 改善すべき事項

① 社会に貢献できる会計専門職業人となるべき人材の裾野を広げる—B. 高校生対象のキャリア教育プログラムの実施

本プログラムは、卒業後の進路選択(大学・短大・専門学校・就職など)を控えた高校生を対象とし、公認会計士、税理士、企業および公的機関の財務部門のスペシャリストなどの会計専門職業人の仕事内容や使命を具体的に理解してもらうことにより、より良い進路選択の実現を図ることを目的としており、早期の実施を実現すべきである。現在、将来計画検討委員会が中心となり、2012年度より実施することを計画している。

② 公開講座の開設などにより、社会との交流を図る。

所在地域のニーズを踏まえながら、また、人材の裾野を広げることを目的として、専門的なものから教養講座までさまざまな公開講座を開催することを現在計画中である。実施にあたっては、将来計画検討委員会が中心となり、授業科目系ごとに適切なテーマを選択してもらい、また、効果的な集客や告知を目指すために、実施場所や実施時期の選定においては、全国に広がる大原学園の各校と綿密な検討を行っている。さらに、特に地方において公開講座を開設することは意味のあることと思われるので、この観点からも大原学園の各校との関係をより密接に築くことを計画中である。

＜現在計画中の公開講座＞

テーマ	担当科目チーム	実施時期	実施場所
「日本企業の国際戦略とIFRS」	財務会計系チーム	2012年 1月21日	大原学園 福岡校及び小倉校
「コーポレート・ガバナンスについて」(仮)	監査系チーム	2012年度中 (予定)	大原学園 東京校(予定)

- ③ 教育研究上の成果を社会に発信・還元する。
- ④ 国・地方公共団体などの政策形成に寄与する。
- ⑤ 社会的組織体との教育研究上の連携を図る。
- ⑥ 企業などとの共同研究、受託研究を行う。

上記4つの方針に関しては、教員全体でのさらなる積極的な展開が必要である。そのためには、将来計画検討委員会が定期的に各教員へ貢献状況に関するアンケートを実施し、その結果を教授会で報告することを計画している。

4. 根拠資料

資料8-1：2011（平成23）年度 第4回 将来計画検討委員会 議事要録（抜粋）

2011（平成23）年度第5回教授会 議事要録（抜粋）

「社会連携・貢献について」

資料8-2：大学対抗簿記大会（結果報告冊子）

9 管理運営・財務

〔1〕 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

「管理運営方針」は以下に記述している理念、教育上の目的、意思決定のプロセス、教学組織と法人組織の権限と責任の各内容との一体的なものとして定められている。

本学の理念・目的は次のとおり規定されている。

「1. 理念

大原学園は、専門職大学院が制度化されたのを機に、今まで培ってきた会計に関する教育をより高度化し、我が国の経済発展に寄与することを目的として、2006年（平成18年）大原大学院大学を設置しました。大原学園は創立以来、多くの公認会計士及び税理士等を世に送り出してきましたが、これらからは会計専門職大学院と公認会計士試験制度との連携に配慮しつつ、会計の第一線で活躍する、より高度な会計専門職業人を大原大学院大学から輩出することが使命と考えています。

本学はこのように、大原学園の建学の精神と伝統を承継して開学しましたが、時代の進展と社会の要請を踏まえ、『学術的な研究による知識、実務で求められる技能、さらに高い職業倫理観を備えた高度会計専門職業人を養成する』ことを教育の理念とします。すなわち、『学術的研究の実践』、『実務的技能の習得』、『職業倫理の醸成』を教育の柱とし、より高度な会計専門職業人を育成することによって社会に貢献することを目指します。

2. 教育上の目的

今日、会計の果たす社会的責任はいっそう重要性を増しています。また、企業活動の国際化、IT技術の進展に伴い、会計諸基準を国際的標準に合わせることは重要なテーマとなってきました。さらに、名門企業の粉飾決算などが発覚し、企業会計の公正性を確保することが企業の信頼性、我が国経済の信頼性を保つ上で不可欠となっており、会計監査の質的向上は喫緊の課題となっています。こうした課題に応えるためにも学術的研究と実務的スキルを高度に兼ね備え、加えて職業倫理観を合わせ持った高度会計専門職業人の養成がなにより必要となってきました。本学はこうした社会的要請に応える人材を育成することを目的といたします。」

（大学案内 2012年4月入学生用 p. 2より）

意思決定のプロセス

これらの理念と目的を達成するために本学の意思決定プロセスは以下のようになっている。

学長は本学の全般に関する事項をつかさどる。運営組織として、教授会、委員会、事務

局があり、ほぼ毎月1回(8月、9月は休会)開催される教授会が最高意思決定機関である。議長は学長が務めることになっているが、学長が必要と認めるときは研究科長が議長代理として議事進行をしている。

教授会は①本学の教育に関する事項 ②本学の教員人事に関する事項 ③本学の学生に関する事項 ④本学の研究に関する事項 ⑤本学修了の認定に関する事項 ⑥本学学則その他学内諸規程に関する事項 ⑦本学の自己点検・自己評価に関する事項 ⑧その他、本学に関する重要事項などを審議している。

下部組織として各委員会は、様々な案件をより細かく具体的に検討して教授会に上程するための会議を行っている。

教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任

次に権限・責任(教学組織と法人組織の関係性を含む)は以下のとおりである。

本学の運営に係る組織体は教学組織と法人組織がある。この二つの組織体は基本的には独立しているが、法人の理事2人が大学院の学長、事務局長として教授会に出席しているため、教授会の意見を法人理事会に、また、法人理事会の意見を教授会に伝える役割を果たしている。

本学の事業遂行上、法人側と連携しなければならないことがあるため、教授会出席の法人理事を通じて次の事項について両者の連携が図られている。

- ① 大学院運営上生ずる収支差額の補填を法人が行う。
- ② 専任教員の定年を70歳としているが、その後も継続して雇用する場合は法人理事会の決定を要する。
- ③ 校地・校舎の拡大などに伴う売買は、法人理事会の決議事項とする。
- ④ 学則の変更は教授会の議を経て法人理事会の承認を要する。

このように大学院固有の事項については大学が独立した意思決定のもとに運営しているが、法人の最終判断を要する重要事項については、法人組織との連携によって決定が行われている。

中・長期的な本学運営のあり方

理念と目的を達成するために中長期的な本学運営のあり方は次のとおりとしている。

本学における教学およびその他の管理運営に関する重要事項については、専任教員で構成される教授会をほぼ毎月1回(8月、9月は休会)開催しており、そこにおいて、審議事項、報告事項または連絡事項に適宜振り分けられて審議、決定などが行われている。

また、教授会の諮問機関としての機能を有する専任教員により構成される各委員会(一部の委員会では事務局員を含む)においても本学における諸々の重要事項について教授会における審議などを公正かつ円滑に進めるために適時開催し検討を行っている。

特に大幅な機構変更がない限り将来に渡って現在の運営方法を継続する。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

管理運営に関する学内諸規程の整備

本学の管理運営に関する学内規程を以下のように定めている。適用の都度、規程の内容について点検・評価が行われ、必要に応じて改訂されている。

明文化された規程は以下のとおりである。

1. 管理運営に関する規程

- ・教授会規程
- ・施設委員会規程
- ・人事委員会規程
- ・情報公開委員会規程
- ・自己点検・評価委員会規程
- ・将来計画検討委員会規程
- ・研究科長選考規程
- ・教員の採用及び昇任に関する規程

2. 教務・学生に関する規程

- ・教務委員会規程
- ・入試委員会規程
- ・特別奨学金制度委員会規程
- ・学位規程
- ・試験及び成績評価に関する規程
- ・他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程
- ・納付金規程
- ・特別奨学金に関する規程
- ・学年担任制規程
- ・FD委員会規程
- ・学生委員会規程
- ・ハラスメント対策委員会規程
- ・授業科目の履修に関する規程
- ・奨学生に関する規程
- ・再入学に関する規程
- ・ハラスメント対策に関する規程

3. 研究活動に関する規程

- ・研究年報編集委員会規程
- ・研究倫理委員会規程
- ・研究倫理規準

学長選考および研究科長等の選考方法

学長の選出は大学院設置と同様に法人組織の運営に関する重要案件なので、法人組織の評議員会、理事会において決定している。

2006年4月に本学を開学するに当たり、2005年3月31日の評議員会、理事会で以下のよう
に審議して学長を選出した。すなわち

「大原学園が蓄積してきた経理、会計、経営、租税などの専門性のある教育に統合性をもたせた会計専門職大学院を設置するからには、大原学園を代表する青木靖明学園長がこの大原大学院大学の学長になるに相応しいとの推薦がなされた。

引き続き大原大学院大学の学長選任について協議に入り議場に諮ったところ全員異議なく青木靖明学園長が学長になることで可決した。」（議事録参照）

このように本学の代表者の選考方法は設置者である法人組織の評議員会、理事会での審議によるものである。

研究科長の選考方法は大原大学院大学研究科長選考規程に定められている。

以下、規程を一部抜粋する。

「第 4 条 教授会は、本研究科の専任教員の中から、研究科長候補者を選挙により選考する。

第 5 条 第 4 条の選挙は、教授会構成員の 3 分の 2 以上が出席する教授会において単記無記名投票により行い、出席者数の過半数の得票者を持って候補者とする。

2. 得票過半数の者がいないときは、得票多数の者 2 人（得票同数の者があるときは 2 人を超えても被選挙人に加える。）について、更に投票を行い得票多数の者を研究科長候補当選者とする。ただし、得票同数の場合は、年長者を選ぶ。」

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

事務組織の構成と人員配置

本学の管理運営に関与する事務組織の設置とその職務概要に関しては学則に規定している。本学は入学定員 30 人、収容定員 60 人と小規模なため、事務組織もその理念・目的および教育目標の達成を支援するものとして、小規模ではあるが次のように適切に機能する組織となっている。

本学の事務業務は、専任事務職員 5 人と兼任職員（法人本部と本学の業務を兼務する者をいう。以下同じ。）8 人で構成されている。その業務内容により担当する部署を区分している。大学院としての管理運営固有の業務は大学院事務局が担当し、一般的な学校経営・運営事務は法人本部内の財務総務本部、広報営業本部、情報システム本部などの事務部門に兼任職員を配置し、他の学校事務業務と兼務する方法により担当している。また、学生の就職支援については大学院事務局と法人本部内の就職本部が共同して当たっている。このような体制を敷くことにより、事務業務処理の効率化を確保しつつ十分な機能を備えている。

事務機能の改善・業務内容の多様化への対応

<自己点検・評価における実施手続>

全体の事務・組織は前記のとおりであるが、事務機能の改善、業務内容の多様化への具体的な対応策を財団法人大学基準協会による「経営系専門職大学院認証評価」（2010 年 10 月）の自己点検・評価における実施状況について述べると次のとおりである。

評価団体に対する事前確認、各書類作成担当者からの原稿受領、内容確認会議の開催連絡、内容訂正済み原稿回収、基礎資料作成、印刷、製本などの膨大な事務作業を確実に期限までに完了させるために自己点検・評価委員会の下部組織に自己点検・評価小委員会を

設けて事務組織と連携させ、①実際に作業する者を 1 人特定 ②実際の作業完了期限決定 ③会議の全員出席原則化 を明確にして内容の正確性と遅延防止を企図した。

その結果、初めての認証評価を受けたにも拘らず事務内容多様化に対応して評価機関が求める水準で実地調査を受けることができた経緯がある。

次に、学生の履修届け提出の完全性を期して、2006 年度の第 1 期入学生からメールによる連絡確認を義務付けてきたが、これにより毎年事務手続きを改善して今日に至っている。すなわち現在の履修届け受理は以下のような方法で行なわれている。

<履修届け受理>

履修届けを 2010 年までは、A4 版の用紙（上部：提出用、下部：本人控）を受理して終わっていたが、2011 年度からは履修届を受理した後にシステムに入力し、確認票を出力して学生に渡し、希望した科目が登録されたことが確認できるようにした。

このほか、休講のお知らせ等があげられる。

<休講のお知らせ>

休講などのお知らせは掲示板に掲示する方法で告知している。学生数が少ないこともあり、携帯へメール送信して確実に連絡している。（学生には連絡する目的を伝え、了承を得たうえでアドレスを把握している。）

<その他>

在学証明書、成績証明書、成績・修了見込証明書、修了証明書などの証明書の発行についてシステムの開発を法人本部の情報システム本部へ依頼し、速やかに発行できる状況が整備されている。

職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備と運用

事務職員の採用と昇格などに関する諸規程は法人の就業規則を使用している。教員については本学固有の採用と昇格規程が存在するが、事務職員については本学固有の規程は存在せず、法人統一の規則が共通ルールとして使用されている。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学では、事務組織の活動を向上させるために独立行政法人日本学生支援機構などが開催する研修会などへの出席を積極的に進め、研修会終了後に本学事務局で毎朝行う連絡会において報告を行うこと、報告書を作成することを義務付けている。また、事務職員の人事考課は法人人事部が行う人事考課法を導入している。年 2 回、管理者である事務局長との C & D（コミュニケーションと能力開発）面接を行い、業務の振り返り、問題点の確認、今後の改善方法について話し合っている。この面接により昇給や昇格データを蓄積し、事務職員の意欲・資質の向上を図っている。ただし、事務組織が小規模であることから、事務局単独の研修会は開催していない。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

管理運営方針は本学の教授会を中心に決定され、必要に応じて法人組織が決定している。また毎月行われる教授会では管理運営の詳細報告を各委員会に求めて議論の集約をはかっている。

教授会の決定事項の範囲を超える事項については法人組織の判断に委ねるが、教授会の出席者の中に 2 人の法人理事がいるので相互の情報交換がスムーズに行くシステムがとられている。

② 改善すべき事項

中長期的な大学運営のあり方については今後検討することとしている。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

教授会の下部組織である各委員会は案件により開催回数がまちまちであるが、教務委員会、入試委員会、自己点検・評価委員会、将来計画検討委員会などの本学の中枢をなす委員会は開催回数を増やして密度の濃い結論を引き出すことにしている。

② 改善すべき事項

「中期」や「長期」にわたる重要な案件（例えば、将来において学生数を確保することの方策）については十分に議論を尽くす体制になっていない。将来の方向性を決めるために、内容ごとに下部組織である各委員会で検討して教授会に上程し、その後審議を経て結論を出すことを検討する。

4. 根拠資料

資料 1-3：大学案内（2012 年 4 月入学用）

p.2 1. 大学院の理念 2. 教育上の目的

資料 9-5：大原大学院大学 就業規則（定年）第 19 条

資料 3-3：大原大学院大学教員の採用及び昇任に関する規程

資料 3-2：大原大学院大学 教授会・各委員会規程

教授会規程、教務委員会規程、FD委員会規程、入試委員会規程、学生委員会規程、特別奨学金制度委員会規程、人事委員会規程、施設委員会規程、自己点検・評価委員会規程、将来計画検討委員会規程、情報公開委員会規程、研究年報編集委員会規程、研究倫理委員会規程、ハラスメント対策委員会規程

資料 4-1 : 平成 23 年度会計研究科ガイドブック (平成 22 年度 4 月入学生用)

学則・諸規程等

pp. 155-156 大原大学院大学学位規程

pp. 157-160 大原大学院大学授業科目の履修に関する規程

pp. 161-163 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程

p. 164 大原大学院大学他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程

p. 165 大原大学院大学学年担任制規程

pp. 166-167 大原大学院大学納付金規程

p. 168 大原大学院大学奨学生に関する規程

pp. 169-171 大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程

pp. 172-173 大原大学院大学再入学に関する規程

資料 4-2 : 平成 23 年度会計研究科ガイドブック (平成 23 年度 4 月入学生用)

学則・諸規程等

pp. 155-156 大原大学院大学学位規程

pp. 157-160 大原大学院大学授業科目の履修に関する規程

pp. 161-163 大原大学院大学試験及び成績評価に関する規程

p. 164 大原大学院大学他の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する規程

p. 165 大原大学院大学学年担任制規程

pp. 166-167 大原大学院大学納付金規程

p. 168 大原大学院大学奨学生に関する規程

pp. 169-171 大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程

pp. 172-173 大原大学院大学再入学に関する規程

資料 6-3 : 大原大学院大学特別奨学金に関する規程

資料 7-8 : 大原大学院大学研究倫理規準

資料 9-6 : 大原学園評議員会議事録 (平成 17 年 3 月 31 日) (抜粋)

5. 議案 (5) 大原大学院大学学長選任の件

資料 9-7 : 大原学園理事会議事録 (平成 17 年 3 月 31 日) (抜粋)

5. 議案 (5) 大原大学院大学学長選任の件

資料 9-8 : 2009 (平成 21) 年度 第 6 回教授会 議事要録 (抜粋)

2009 (平成 21) 年度 第 8 回教授会 議事要録 (抜粋)

2009 (平成 21) 年度 第 9 回教授会 議事要録 (抜粋)

「研究科長選考規程の制定および研究科長の選考について」

資料 9-9 : 大原大学院大学研究科長選考規程

資料 9-10 : 大原学園 C & D カード

[2] 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

中・長期的な財政計画の立案

本学は入学定員 30 人、収容定員 60 人と小規模であること、入学定員が充足されていないこと等から経常的な収支計算は赤字である。もともと本学の設置は、当法人内に文部科学省認可の大学院大学をもつことにより、会計教育の質向上を期待して行われたものであり、設置そのものに意義があるという基本的考え方から、法人組織からの財政的補填を一定額までは認めることを前提に設置申請した経緯がある。

しかし、中長期的に財政計画を立案するためには、入学者数を増やして法人組織からの補填額を最小にすることが求められるので、種々の入学生増加策を講じているところである。

科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

科学研究費補助金、受託研究費などの外部資金の受け入れについては 2009 年度学術研究振興資金（若手研究者奨励金）の交付を受けることができた。

研究課題は「数理モデルの厳密解による交通流の分析」で交付金は 30 万円であった。

その後は現在に至るまで研究などに関する外部資金の受け入れはない。

消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性

消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性については、経常的な赤字収支のために適切とは言えない状況にある。改善するためには入学定員充足を第一目標にして、その後に定員を増加させる方法を講じることが何よりも必要と考えている。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか

予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査

予算編成上、「収入」は学生納付金のみである。「支出」は人件費、研究費、図書費、事務費、設備管理費などであるが、ほぼ毎年支出が固定化している。したがって、前年度末に新年度入学確定者数により計算される予算編成と予算執行は適切に行っている。

なお、決算の内部監査については、法人組織の内部監査に組み込まれて行われている。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みは設けられていない。しかし、現在の収入は現時点での最大の収入であり、支出は必要最小限の支出であるため、その範囲内で分析と検証を行っている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

収入は入学確定者数で計算されるため、途中退学者が出ない限り、金額が変更されることはない。支出もほとんどが経常費のために年度初めの計画が変更されることはない。したがって、予算どおりに収入と支出が実行されている。

② 改善すべき事項

消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率を改善する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

予算編成および予算執行は適正に行われているが、入学者数が増加して予算枠が拡大しても適正さを確保して維持する。

② 改善すべき事項

消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率を適正化するために、入学者数を増加させる必要がある。

4. 根拠資料

資料 9-11: 設置認可申請書様式第 2 号の一部抜粋

設置認可申請様式第 2 号 大学等の概要を記載した書類

資料 9-2: 平成 21 年度、平成 22 年度の計算書類

平成 21 年度	p. 8	資金収支内訳表	収入の部
	p. 17、26	資金収支内訳表	支出の部
平成 21 年度	p. 47	消費収支内訳表	消費収入の部
	p. 56、65	消費収支内訳表	消費支出の部
平成 22 年度	p. 7	資金収支内訳表	収入の部
	p. 16、25	資金収支内訳表	支出の部
平成 22 年度	p. 45	消費収支内訳表	消費収入の部
	p. 54、63	消費収支内訳表	消費支出の部

10 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

自己点検・評価の実施と結果の公表

本学においては、学則第13条に「本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条に規定する目的を達成するため、本学の教育及び研究並びに施設及び設備等の状況について自己点検及び自己評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、同条第2項には、「前項の自己点検及び自己評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。」と規定している。同学則にもとづき、自己点検・評価委員会規程が定められ、自己点検・評価委員会が中心となって、自己点検・評価作業を行っている。

2010年度に開学以来初となる経営系専門職大学院認証評価を受けることを機に、財団法人大学基準協会による経営系専門職大学院基準の項目および方法にしたがって2009年度に初めての全学的な自己点検・評価作業を行い、その報告書を2010年11月に大学ホームページに公表した。その後、定期的に自己点検・評価作業を行うこととし、2010年度の自己点検・評価報告（改善事項）は、2012年1月に大学ホームページに公表されている。

以上のように、本学では、継続的に自己点検・評価作業を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしている。

情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

本学に対する2010年度の経営系専門職大学院認証評価において、財団法人大学基準協会より、学内外からの要請による情報公開に対応するため規程及び体制を整備することが望まれること、規程などにより情報公開の範囲の定義を明確にしたうえで、情報公開の効果の検証に取り組むための仕組みを整備することが期待されることが検討課題として提言された。さらには、2011年4月より「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」が施行され、公開すべき情報が法令化されたことを受けて、本学においては、2011年10月の教授会において「大原大学院大学情報の公開に関する要項」を定め、教育研究活動などの状況について公開する情報の範囲を以下のように明確化した。

- (1) 本学の教育研究上の目的に関すること
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、修了したものの数並びに国家試験の合格者数及び就職者数その他国家試験の合格及び就職等の状況に関すること
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- (6) 学修の成果に係わる評価及び修了の認定にあたっての基準に関すること
- (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- (8) 授業料、入学料その他の本学が徴収する費用に関すること
- (9) 本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

(10) その他重要な教育研究活動等の状況に関すること

また、これらの情報は、大学ホームページ上で公開するとともに、ウェブなどで学外から広く意見を求めることができるようにするものとしている。さらに、公開する情報や媒体を変更する場合には、情報公開委員会で検討し、教授会の議に経て決定することとしている。

以上のように、本学においては、情報公開の内容・方法を適切に定め、情報公開に対応する体制が整えられている。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

内部質保証の方針と手続きの明確化

本学では、2009年度に初めて全学的な自己点検・評価作業を行ったが、2010年度の経営系専門職大学院認証評価において、財団法人大学基準協会より、「自己点検・評価は第三者評価と結び付けて行われるものに限定されるわけではなく、教育研究の質向上のため組織的・継続的に行われていくべき性質のものであるため、実質的かつ継続的な自己点検・評価に取り組むことが必要である」旨が検討課題として提言された。これを受けて、自己点検・評価委員会において、今後は、第三者認証評価によってではなく自らの責任において、自己点検・評価を行い、その結果をもとに改善に努め、本学の質を自ら確実に保証することが確認され、教授会において承認された。2012年1月に公表された2010年度自己・点検評価報告（改善事項）は、その趣旨に基づいて作成されている。

また、2011年度に入り、内部質保証システムの構築のために有効とされるP D C A（Plan 目標・計画、Do 実行、Check 点検・評価、Action 改善・見直し）サイクルの整備にとりかかっている。まず、本学の方針として、すでに公表されている入学者受け入れ方針に加え、教育課程の編成・実施方針、教育目標に基づく学位授与方針も公表し、教授会において教職員にもあらためて周知徹底した。これらの方針のもとに行われる教育研究活動の点検・評価作業は、自己点検・評価委員会によって行われ、その成果は報告書として公表される。報告書で指摘された問題点や改善事項についての議論、改善案・方策の策定は、将来計画検討委員会を中心に行われ、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけている。

内部質保証を掌る組織の整備

大原大学院大学自己点検・評価委員会規程には、自己点検・評価委員会の任務を「委員会は、本学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、全学的な立場に立ち自己点検・評価を行い、学長に報告する」と規定している。本学は、会計研究科会計監査専攻の1研究科1専攻のみを設置する大学院大学（会計専門職大学院）であり、自己点検・評価委員会が全学的な自己点検・評価を行う場合は、それに連なる下部組織は存在しない。また、同規程には、委員会の職掌事項として、自己点検・評価項目の設定、資料の収集および分析、各部署に対する自己点検・評価の報告依頼及び提出された報告事項の確認、それらに基づく自己点検・評価、自己点検・評価のための調査研究などが規定されている。委員の選出についても、専任教員だけではなく、事務局職員および経営母体である学校法人大原学園理事会および評議員会の指名を受けた

者と規定されており、教育研究活動だけではなく施設・設備、運営および財務状況も含めた全学的な点検・評価に相応しい委員によって構成されている。

次に、大原大学院大学将来計画検討委員会規程には、将来計画検討委員会の審議事項を「委員会は、自己点検・評価委員会が点検・評価の過程において課題とした事項その他の改善すべき事項について審議する」と規定している。将来計画検討委員会は、自己点検・評価の結果を受けて、問題点の改善へ向けた方針を決定し、必要に応じて教務委員会や入試委員会、施設委員会などの各委員会に改善策の具体的な策定を委託する。

以上のように、本学においては、自己点検・評価委員会が適切な点検・評価方法によって自己点検・評価を実施し、将来計画検討委員会がその結果をもとに改善策を策定し質の向上に結びつけている。内部質保証はこの二つの委員会を中心に掌られている。

自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

上に述べたように、本学では、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改革・改善に繋げる機関として将来計画検討委員会を設置している。将来計画検討委員会がまず問題点について原因の所在を明らかにして改善への方針を決定し、具体的な改善策の策定に着手あるいは他委員会に委託する。例えば、2009年度の自己点検・評価で指摘された入学定員の未充足問題に関して言えば、将来計画検討委員会は、公認会計士を始めとする高度会計専門職業人輩出の実績が少ないため、本学が社会的認知に欠ける点を問題意識として、まず教育目標の達成のためにより効果的なカリキュラムの編成を改善策として提言し、それを受けて教務委員会が具体的な改編作業を行った。次に、優秀な人材を集めるための新しい奨学金制度の創設を提言し、それを受けて特別奨学金制度委員会が新たに組織された。

また、教育研究組織においては、改善策の実行は、多くの場合、個人レベルの努力・活動に大きく依存する。本学では、自己点検・評価報告書を専任教員や事務局員など大学関係者に配付すると同時に、特にそこで指摘された問題点および改善策については、教授会で説明が行われている。また、教授会では毎回各委員会の活動状況が報告されることになっており、個人の問題意識の共有化と改善策への意識形成に役立てている。

構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

大原大学院大学就業規則には、サービスの原則や禁じられた行為、安全および衛生の注意義務などの規定が設けられている。特にハラスメントについては、別に「大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程」を定め、各種ハラスメントの防止およびハラスメントが生じた場合の措置などについて規定を整備している。さらに、2011年11月の教授会において「大原大学院大学研究倫理に関する規準」を新たに定め、研究者として遵守すべき倫理規準の再確認を行っている。

以上のように、教職員のコンプライアンス意識の形成が図られている。

(3) 内部質保証を適切に機能させているか。

組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

組織レベルでは、先に述べたように、本学は、会計研究科会計監査専攻の1研究科1専攻のみを設置する大学院大学（会計専門職大学院）であるため、自己点検・評価委員会に

よる全学的な活動がそのまま最小の組織レベルの自己点検・評価活動となる。

個人レベルでは、教員の教育研究活動などを評価する仕組みは整備されていない。ただし、本学では授業科目ごとに学生に対して授業アンケートを実施している。担当教員はアンケート集計結果についての所感（感想、対応等）を記載した回答書の提出が義務付けられており、改善すべき重大な問題を有すると考えられる教員については、研究科長がFD委員長、教務委員長とともに当該教員の面接を行い、改善指導を行うことにしている。以上のように、教員の教育活動については、資質の向上を図るための方策が講じられている。

また、事務局職員に関しては、半期ごとの上司との「C&D（コミュニケーションと能力開発）面接」が制度化されている。これは職務目標の設定とその達成度の評価のために行われるもので、人事考課の資料となるほか、職員の資質向上・能力開発に役立っている。

教育研究活動のデータ・ベース化の推進

教員の教育研究業績などについてはその概略が本学ホームページ上で公開されているが、データ・ベース化はされていない。なお、毎年度末に刊行される研究年報に掲載される研究論文などについては、2011年7月に大原大学院大学研究年報編集委員会規程を改定し、その題名を電子化しホームページで公開するとともに、著作者の希望により論文などの本文全体も公開することとした。このように、教育研究業績などのデータ・ベース化の推進に着手している。

学外者の意見の反映

現状では、学外者の意見の反映は認証評価によるものでしか行われておらず、内部質保証システムの中で学外からの意見を反映させる適切な仕組みは整備されていない。

文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応

本学は、2006年1月の大学設置認可時と翌2007年1月の設置計画履行状況調査時に、文部科学省から留意事項の履行を求められた。これらに対しては、その履行状況および未履行事項の実施計画について、2009年5月に「設置に係る留意事項実施状況報告書」を文科省に提出するとともに、本学ホームページ上に公表している。

また、本学は、2010年度に初の経営系専門職大学院認証評価を受けたが、財団法人大学基準協会による評価結果報告において為された勧告および指摘された検討課題については、現在、改善策の策定およびその実行に努めている。これらに関する改善報告書は、2013年中に大学基準協会に提出する予定であるが、提出後適当な時期に本学ホームページにおいても公表する予定である。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

自己点検・評価は適切な方法および体制で行われており、また、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつける仕組みも整っている。

② 改善すべき事項

- (1) 教育研究活動などの状況について、公開する情報の範囲と方法、学外からの意見への対応について体制を整えたが、実際の情報公開は途に就いたばかりであり、いまだ不十分である。
- (2) 教員の教育研究業績などについてはその概略が本学ホームページ上で公開されているのみで、データ・ベース化はされていない。
- (3) 学外者の意見の反映は認証評価によるものでしか行われておらず、内部質保証システムの中で学外からの意見を反映させる仕組みは整備されていない。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

2009年度の自己点検・評価作業については、指摘された問題点に対する改善策の策定は長期の処置を要するもの以外ほぼ終わっており、改善策の一部はすでに実行に移されているが、それが想定されたとおりの効果を発揮しているかどうかについて検証が為されなければ意味がない。これは言うまでもなく、自己点検・評価作業が継続的に行われなければならないことを示している。先に述べたように、本学では、当初は経営系専門職大学院認証評価のために行った自己点検・評価作業を、今後は、自らの責任において行い、その結果をもとに改善に努め、本学の質を自ら確実に保証することを決定した。PDCAサイクルをいわゆるスパイラル・アップの過程に乗せていくためにも、継続的に自己点検・評価作業を行い、内部質保証システムを確立していくものとする。

② 改善すべき事項

- (1) 「大原大学院大学情報の公開に関する要項」に定められた公開情報は、個人情報の保護に配慮しつつ、どのような形でどこまで公表するか情報公開委員会で検討した後、公開できるものすべてを、2011年度中に順次本学ホームページ上で公表するものとする。
- (2) 教員の教育研究業績などのデータ・ベース化については、情報公開委員会において検討に入る。
- (3) 「大原大学院大学情報の公開に関する要項」には、社会からの意見の聴取に関する規定があるが、それは、情報を受け取った側の自由意志によるものを基本としており、現状で、学外からの意見を反映させる仕組みとして整備されたものは存在しない。本学の場合は、専任教員数が少ないため、一人の教員が3～4の委員会に所属して活動している。そのため、PDCAサイクルにおける各作業を担う機関が分権的に存在しても、作業自体は同じ教員が行っているケースが多い。したがって、認証評価に頼らず内部質保証を確実なものにするために、学外からの意見を反映させる仕組みを整備する必要があり、将来計画検討委員会において検討に入るものとする。

4. 根拠資料

- ・資料 10-1 : 大原大学院大学ホームページ <http://www.o-hara.ac.jp/grad/access2.html>

- 大原大学院大学情報
 - 2009 年度 点検・評価報告書
 - 2010 年度 点検・評価報告書（改善事項）
 - 大原大学院大学会計研究科会計監査専攻に対する認証評価結果
設置に係る留意事項実施状況報告書
- ・資料 3-2：大原大学院大学 教授会・各委員会規程
 - 自己点検・評価委員会規程、将来計画検討委員会規程、
研究年報編集委員会規程、情報公開委員会規程、研究倫理委員会規程
- ・資料 10-2：大原大学院大学情報の公開に関する要項
- ・資料 10-3：大原大学院大学 就業規則（抜粋）
- ・資料 4-1：平成 23 年度会計研究科ガイドブック（平成 22 年度入学生用）
 - p. 169 大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程
- ・資料 4-2：平成 23 年度会計研究科ガイドブック（平成 23 年度入学生用）
 - p. 169 大原大学院大学ハラスメント対策に関する規程
- ・資料 7-8：大原大学院大学研究倫理規準
- ・資料 3-7：授業アンケート実施要綱
- ・資料 3-8：アンケート回答書
- ・資料 9-10：大原学園 C & D カード
- ・資料 10-4：2009（平成 21）年度 第 7 回 教授会 議事要録（抜粋）
 - 「点検・評価報告書の草案提出と H P への公表について」
- ・資料 10-5：2011（平成 23）年度 第 6 回 教授会 議事要録（抜粋）
 - 「自己点検・評価の継続的实施について」
- ・資料 10-6：2011（平成 22）年度 第 4 回 将来計画検討委員会 議事要録（抜粋）
 - 「定員充足率問題の解決に向けての基本方針」
- ・資料 10-7：2010（平成 22）年度 第 6 回 将来計画検討委員会 議事要録（抜粋）
 - 「特別奨学金制度について」

終章

序章において、本学の教育の理念・目的、今回の自己点検・評価の現状認識とその基本的な対応等について記述した。そして、今後も建学の精神と伝統をさらに発展させるため、教・職員が一丸となって取り組んでいることを説明したところであるが、なお一層の努力を重ねていく必要がある課題が残されていることも否定できない。このようなことから、従来にも増して継続的に必要な努力を積み上げていかなければならないものと考えている。

「本報告」では、点検・評価に関する事項及び将来に向けた発展方策に関する事項、とりわけ「改善事項」について、個別、具体的にその問題点と基本的な対応策について詳細に記載しているが、特に重要な事項を要約して挙げれば以下のとおりである。これらの内容についてはさらなる検討を重ね、改善に向けて尽力することとしている。

① 理念・目的関係

法令の改正、社会からの要請、学生からの要望等を考慮した見直しを行い、本学の理念・目的及び養成する人材像の適切性を継続的に維持することとしているが、定期的に検証する仕組みになっていない。このため、今後は毎年度末に自己点検・評価委員会及び教務委員会において検討することとする。

次に、社会に対する公表をより内容の深いものにするため、本学の理念・目的に関連したテーマを題材とした公開講座などを開き、これから会計専門職業人を目指す者に対して、会計専門職業人としてあるべき姿、行動そしてIFRSへの対応など、これからの会計専門職業人として学ぶべきものを積極的に紹介するようにすることとする。

② 教員・教員組織関係

企業活動の多角化、グローバル化、国際的な投資環境の拡大化、近い将来に適用されるであろう国際会計基準（国際財務報告基準（IFRS））の適用等、急速に進展する会計及び監査の国際化に対応しうる見識を具備した高度会計専門職業人を養成することは、本学の大きな使命である。この点については、残念ながら豊富な国際経験を有する専任教員は少ないのが現状であり、今後、専任教員の新規採用時等に改善強化を図ることとしている。

次に、教員の研究活動を適切に評価することは、会計に関する研究機関としての役割を十分に果たすために、また、研究上の業績を教員の昇任等に関わる人事評価に適切に反映させるためにも必要である。このため、その仕組みの整備について将来計画検討委員会において検討に入ることとしている。

③ 教育内容等に係る成果関係

現在、授業アンケートで確認しているような個々の授業の学習成果ではなく、2年の学習期間で、総合的に高度会計専門職業人としての知識と技能、倫理観が身についたかどうか、また学生が入学前に個々の目標としていたことが達成できたのかなどを調査するために、2011年度の修了生から、修了生と教員の意見交換会を行うこととする。

④ 学生の受け入れ

本学の広報手段は大学のホームページに依存しているが、今後は、各大学の会計学関係の教員を個別に訪問して、本学の特色や会計専門職大学院での学習の効用等を十分に説明することにより、本学の認知度を高めるなど全学を挙げて危機意識を持って学生募集

に取り組むこととする。

次に、現状では、本学の場合、公認会計士を目指す大学卒業生が主要な入学希望者となっているが、今後数年間は会計士業界の就職不況は続くものと思われるので、構造的に入学者の増加は困難な状況にある。このため2012年度の入学からアドミッションポリシーを改め、求める学生像を以下のように具体的に示し、より広範な会計業務に対応できる人材を養成すべくカリキュラムの編成に取り組んでいる。

「大原大学院大会計研究科では、次のような分野での活躍を目指す学生を受け入れます。

会計の公正性を確保することのできる高度な知識と技能を兼ね備え、さらに高い倫理観を持ち、国際感覚を身に付けた高度な会計専門職業人として活躍することを目指す学生を受け入れます。具体的には、①公認会計士、②企業及び公的機関の財務部門のスペシャリスト、③税務のスペシャリストを目指す学生を受け入れます。」

⑤ 教育研究等環境

図書室、学術情報サービスの改善については、今後、図書委員会を通じて、改善策を講ずることとしている。

また、研究倫理については、「大原大学院大学研究倫理規準」に基づき、大原大学院大学研究倫理委員会から教員への働きかけを行い、研究倫理の遵守を図ることとする。

⑥ 社会連携・社会貢献

本学に期待される社会的使命を全うするため、以下の方針を立てており、着実に実施することとしている。

- i 社会に貢献できる会計専門職業人となるべき人材の裾野を広げること。
- ii 公開講座の開設等により、社会との交流を図ること。
- iii 教育研究上の成果を社会に発信・還元すること。
- iv 国、地方公共団体等の政策形成に寄与すること。
- v 企業等との共同研究、受託研究を行うこと。

⑦ 管理運営・財務関係

本学の財務内容は残念ながら定員割れのために、経常的な収支計算は赤字である。消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性については赤字のために適切とは言いがたい。このため、かねてからその改善のために、特別奨学金制度の導入を図るとともに、国際化への更なる前進のためにカリキュラムの改訂を行うなどの諸施策を講じてきている。

いずれにしても、本学の基本的な問題は、定員割れの状態をどのように改善するかという点であり、入学数を漸次増加させることにより、財務内容を改善することが何よりも重要な課題と考えている。

管理運営の点については、教授会において日常の案件を活発に議論して結論を出しているが、「中期」や「長期」にわたる重要な案件（例えば、将来において学生を確保することの方策）については、十分に議論する体制になっていない。このため、内容ごとに各委員会で十分に検討し、その結果を教授会を経て結論を出すことを検討する。

⑧ 内部質保証関係

内部質保証については、本学の内部統制の整備、運用状況をいかに健全なものにしてい

くかがポイントといえる。そのような観点から、今後の重要な改善事項として、「大原大学院大学情報の公開に関する要項」の見直しの問題が挙げられる。つまり当該要項には、社会からの意見の聴取に関する規定があるが、それは情報を受け取った側の自由意思によるものを基本としており、学外からの意見を反映させる仕組みとして整備されたものではない。

本学の場合は、専任教員数が少ないため、一人の教員が3～4の委員会に所属して活動している。そのため、PDCAサイクルにおける各作業を担う機関が分権的に存在しても、作業そのものは同じ教員が行っているケースが多い。したがって、内部質保証を確実なものにするために、学外からの意見を反映させる仕組みを整備する必要があり、将来計画検討委員会において、具体的な検討に入ることとする。